平成24年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示 ····································	• 1
○応招・不応招議員	• 2
第1日 9月5日(水曜日)	
○議事日程	. 3
○出席議員	. 3
○欠席議員	. 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	. 3
○職務のため出席した者の職氏名	• 4
開 会 (午前 9時00分)	. 5
○開会の宣告	
○町長挨拶	. 5
○諸般の報告	. 8
○会議録署名議員の指名	
○会期の決定	. 8
○報告第 5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告に	
ついて	. 9
〇議案第 32 号 板倉町防災会議条例の一部改正ついて	. 0
○議案第33号 板倉町災害対策本部条例の一部改正について	. 0
○議案第34号 工事請負契約の締結について	. 1
○議案第35号 損害賠償の額の決定について	. 2
〇議案第 36 号 平成 24 年度板倉町一般会計補正予算 (第 4 号) について	. 6
○議案第37号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ	
いて	13
〇議案第 38 号 平成 24 年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について	14
〇議案第 39 号 平成 24 年度板倉町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	
○議案第38号の追加答弁	5 0
○認定第 1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	5 0
○認定第 2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい	
₹	5 0
○認定第 3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 0
○認定第 4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 0
○認定第 5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 0

○認定第 6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について	5 0
○監査報告	6 2
○散会の宣告	6 3
散 会 (午後 3時08分)	6 4
第2日 9月6日(木曜日)	
○議事日程	
○出席議員	
○欠席議員	6 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
○職務のため出席した者の職氏名	6 5
開 議 (午前 9時00分)	6 7
○開議の宣告	6 7
○一般質問 ·····	6 7
青 木 秀 夫 君	6 7
小森谷 幸 雄 君	7 9
市 川 初 江 さん	9 2
川野辺 達 也 君	1 0 2
○散会の宣告	1 0 9
散 会 (午後 2時06分)	1 1 0
第10日 9月14日(金曜日)	
○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 2
開 議 (午前 9時00分)	
○開議の宣告	1 1 3
○認定第 1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	1 1 3
○認定第 2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい	
T	1 4 9
○認定第 3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	149
○認定第 4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 6
○認定第 5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 6
○認定第 6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について	1 5 7

○閉会中の継続調査・審査について
○町長挨拶
○閉会の宣告
閉 会 (午後 2時22分)

板倉町告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、平成24年第3回板倉 町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月31日

板倉町長 栗 原 実

- 1. 日 時 平成24年9月5日
- 2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(11名)

1番	今	村	好	市	君	2番	荒	井	英	世	君
3番	川野	辺	達	也	君	4番	延	山	宗	_	君
5番	小 森	谷	幸	雄	君	7番	黒	野	_	郎	君
8番	市	III	初	江	さん	9番	青	木	秀	夫	君
10番	秋	山	豊	子	さん	11番	荻	野	美	友	君
12番	野	由	壴	÷	君						

○不応招議員(なし)

平成24年第3回板倉町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年9月5日(水)午前9時開会

日程第	1	会議録署名議	員の指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	報告第 5号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第	4	議案第32号	板倉町防災会議条例の一部改正について
日程第	5	議案第33号	板倉町災害対策本部条例の一部改正について
日程第	6	議案第34号	工事請負契約の締結について
日程第	7	議案第35号	損害賠償の額の決定について
日程第	8	議案第36号	平成24年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について
日程第	9	議案第37号	平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第1	0	議案第38号	平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第1	1	議案第39号	平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第1	2	認定第 1号	平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第1	3	認定第 2号	平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第1	4	認定第 3号	平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第1	5	認定第 4号	平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第1	6	認定第 5号	平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第1	7	認定第 6号	平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について

○出席議員(11名)

1番	今	村	好	市	君	2番	荒	井	英	世	君
3番	川里	予辺	達	也	君	4番	延	山	宗	_	君
5番	小者	系 谷	幸	雄	君	7番	黒	野	_	郎	君
8番	市	Ш	初	江	さん	9番	青	木	秀	夫	君
10番	秋	山	豊	子	さん	11番	荻	野	美	友	君
12番	野	中	嘉	之	君						

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 実 君 原 教 長 鈴 木 実 育 君

総務課長 田 茂 君 企画財政課長 中 里 重 義 君 戸籍税務課長 長谷川 健 君 環境水道課長 鈴 木 渡 君 福祉課長 永 井 政 由 君 健康介護課長 小 嶋 栄 君 産業振興課長 秀 雄 山 \Box 君 都市建設課長 小 野 田 玉 雄 君 会計管理者 荒 井 利 和 君 根 岸 仁 君 農業委員会 山 秀 雄 君 \Box

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 小野田 吉 一

 庶務議事係長
 伊藤泰年

 行政安全係長兼議会事務局書記
 根岸光男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

〇議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第87号をもって招集されました平成24年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

〇町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) おはようございます。本日、平成24年第3回定例会を招集いたしましたが、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、既に暦の上では秋でありますが、残暑というよりは猛暑、あるいはもっと表現を強く言えば酷暑の日が、ついこの間まで続いておりました。公園の芝生や街路樹の一部が茶褐色に変色しているという状況はまれに見る状況でもありまして、そういった状況でもありましたが、ここ二、三日の待望の雨、そういう意味ではお湿りですが、おかげでもとに戻りつつあるようでございまして、非常によかったなと思っております。

既に南・東地区等におきましては、稲の収穫が始まっているわけでありますが、今年は猛暑に加え日照り 続きということでもありましたので、思い起こすと一昨年に発生いたしました稲の高温障害による俗に言う 米の品質低下、白濁米ということでありますが、大変農家の皆さんにご苦労をかけたというか、ご苦労され たというか、そういった状況が思い起こされます。今年の天候は、まさに一昨年と同様というようなお話も いただいておりまして、天候はいかんともしがたいものではありますが、同様に一昨年のようにならないようにと願っておるところでございますが、既に一部、聞くところによりますと相当な状況が予想されるというニュースも入ってきているところでございます。

また、同じく米については、昨年に引き続き放射性物質の検査が現在行われておりますが、一日も早く結果を出して、基準をクリアし、農家の皆様が安心して販売できるようにと同じく願っているところでもございます。なぜ米を大事に扱っているかというと、半年間、米につきましてはいわゆる露地栽培の最も代表するもの、したがって米がだめであると、この地域のほかのいわゆる野菜も含めて、例えば放射性物質の問題については全滅の可能性もあるというようなことも含め、昨年も今年もそういった関心を示しているところでもございまして、幸い一般的に楽観論でありますが、昨年が大丈夫だということでありますので、今年も多分大丈夫だろうとは思っておりますが、検査の結果が出るまでは、まさにただいま申し上げましたような状況下でございますし、いろんな影響もあるということも含めて注意をしていかなくてはならないというところで、ぜひいい形で進めばと願っていると、そういうことでございます。

また、企業誘致事業の進捗状況等につきましては、折に触れ報告をさせていただいておりますが、今年の 春の清水建設グループ、ミルックス社の創業に続き、7月にはタイガーカワシマ様、そして餃子の王将のイ ートアンド社も近々創業する運びとなっておりまして、既にそのオープンセレモニーも含め計画をされております。さらには、つい先般でありますが、ヤマダ電機が3カ年で500戸住宅販売を行うというそういった計画や、店舗の進出計画等もはっきりと会長様より発言がございまして、さらには環境配慮型スマートタウンのモデルハウスということの地鎮祭も、現実についこの間、行われたところでございます。

また、加えて群馬県の企業局が太陽光発電の設置に向けて、既に今回の県の9月の補正予算で対応することも決定されておりまして、まだまだ企業誘致そのものには十分ではありませんが、これらの動きが少しずつ見えてきているということについては、少しは努力を続けてきたかいがあったのかなとも思っているところでもございます。現在、そのほかにも幾つか誘致に関する動きが出ておりますので、年内にできればまた続いていいお知らせができるようにということで、いわゆる相乗的に企業誘致に弾みがつくように、また町の活性化につながるようなよい結果をお知らせできるようにということで、現在、全力を挙げているところでございます。

また、一方国におきましては、1年前に国民の期待を受け、非常に高い支持率でスタートした現在の野田内閣でありますが、政治、外交、経済、さまざまな分野で不安定あるいは混迷しているというような状況が続いておりまして、皆様そういった実態はご承知であろうかと思っております。参議院では問責決議が可決され、事実上、国会は現在休会状況に突入しておるわけであります。最高裁で違憲判決が出ている喫緊の課題である衆議院での1票の格差の是正、あるいは、まさに昨日決定されたわけでありますが、特例公債法発行案の一応の廃案などの重要法案は、私ども地方自治体におきましては少なからず影響もあるわけでして、いわゆる国としての責任を一時とはいえ放棄した状態は非常に残念でありますし、選挙、選挙と騒いではおりますが、違憲状態での選挙をどうするのか、あるいは公債発行法案では2012年度の国の予算90.3兆円、このうち約4割の38兆円は赤字国債に依存しているという現状からかんがみまして、先ほども申し述べましたが、地方交付税の一部凍結あるいは先送りというか、後倒しというか、予算の執行を抑制しなければならないとの報道を見ますと、まさに何も決められない政治あるいは責任放棄の政治、いろんな悪い例えが出ざるを得ない状況だと思っております。

また、このような批判を受け承知しているはずであっても、相変わらずマスコミも含めて衆議院の解散時期や民主党の各党の代表選の問題等、あるいは維新の会との連携、そういったいわゆる表面だけのものをトップ記事、あるいは国会そのものも現在そうでありますが、ますます本当の問題点はどこにあるのかと、そんなことを騒いでいることではいかがなものかというようなそういった論調を私どもも期待しているところでありまして、国会議員の先生方についても、政治不信の状況をますます増大させているということを再認識していただきたいと思っておるわけであります。

また、このような日本の政治の混迷ぶりをもちろん影響しているのだろうと思っておりますが、竹島や尖閣諸島の領土問題では、まさに韓国のイミョンバク大統領の竹島上陸に象徴されるように、あるいはそれ以前の北方領土あるいは沖縄、あるいは尖閣諸島の絡みでさまざまな問題もあるわけですが、いわゆる我が国に対する挑発とも受け取られるような状況も発生しておることも憂慮されておるところでございます。

経済においても、何といっても製造業の海外移転による空洞化のといった心配が依然として続いている状況でもありまして、製造業を取り巻く環境は、電力料金の値上げや円高基調の状況など、さらに厳しさを増してくると思っております。特に懸念されるのは、円高の要因の一つであるユーロ危機がまだ依然として、

マスコミ等ではちょっと陰に隠れているような感じもいたしますが、この9月が大きな山場を迎えると言われております。その内容は、ギリシャに追加支援ができるかどうか、スペインが正式に支援を申請するかどうか、ドイツの最高裁が新しい支援基金に参加することを合憲とするかどうかなど、決して明るい見通しでないとの報道が総合的にはされておりますので、これも経済活動の悪化を招くことを心配している大きな要因でございます。

さて、本議会で認定をお願いする我が町の平成23年度の決算の状況でございますが、詳細は一般会計の主要施策の成果について等で報告をさせてもらっておりますが、当初予算は55億1,100万円でしたが、決算額は67億2,300万円となっております。増大した主要な原因は、総務費、農林水産業費、教育費等において、必要な財源として減債基金2億円を初め基金の繰り入れを行ったものでございます。

歳出は60億2,400万円余となりましたが、大きいものでは国営農地防災事業の負担金や八間樋橋整備事業、中学校屋内運動場耐震大規模改造工事、小中学校のエアコン設置事業等でございます。平成23年度の決算の特徴は、厳しい経済状況が続き、税収の減少傾向が続く中にあって、事業の重点化、効率化を図り、そういったことを行いながら、庁舎建設基金1億5,000万円、財政調整基金5億3,000万円を積み立て、予定されています庁舎建設や厚生病院の建て替え、あるいは近々着工に向けて進んでおりますごみ処理施設の建設に対する対応などに備えたものでございます。今後もこのような厳しい経済状況が続くことも予測されますので、今まで以上に事業の重点化と効率化に努め、引き続き慎重な財政運営を心がけてまいりたいと思っているところでございます。

平成24年度事業もはや半ばでありまして、八間樋橋の架け替えに関連する道路の整備等につきましては、本定例会で契約の承認をいただき、非常に大きな額のものもございますので、議会での契約の承認をいただき、工事の着工ができるまでになってまいりました。また、懸案の庁舎建設につきましても、庁舎建設検討委員会を発足し、既に2回の委員会を済ませておりまして、検討がそういった意味では既に始まっておるということも含め、事業を計画どおり順調に進ませておると考えております。

今年は、議員各位を初め多くの方々の意見を拝聴し、策定いたしました新しい板倉町のまちづくりの指針であります第1次板倉町中期事業推進計画を執行する初年度に当たる重要な年であるとも認識しております。今定例会でも、議員さんから一般質問がありますように、計画を実行するに当たっては必要な議論や協議を十分に行い、多くの方と認識を共有し、進めたいと思っております。また、年金支給が65歳からのそういった時代を既に迎えつつあるわけでありますが、さきの国会で成立をいたしました改正高年齢者雇用安定法については、社会構造を変革をさせる、あるいは時代が変革した一つの象徴的な法でもあると認識しております。プラス・マイナスが相当あるのだろうなというものも私個人は考えておりますが、働く者にとっても、雇用する側にとっても重要な問題でありますので、役場職員の雇用についても慎重に検討しながら対応を図らなければならないと考えております。これら以外にも各般にわたる課題がありますので、議員各位には引き続きご指導とご協力をいただきながら、誠実に、着実に、スピード感を持って対応してまいりたいと思っておるところでございます。

本定例会には議案第32号から第37号、認定第1号から第6号、あわせて報告第5号を上程させていただきました。条例改正案件、平成24年度補正予算案件、そして23年度の決算認定などであります。決算認定につきましては、既に監査委員さんの監査報告もしっかりと私自身お受けしておりますので、そういう関係の監

査結果、意見を頂戴しておりますが、それらを踏まえ慎重にご審議、ご決定賜りますようにお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますが、よろしくどうぞお願いします。

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、 ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、 ご了承願います。

次に、教育委員会から平成23年度教育委員会点検評価報告書がお手元に配付してありますので、ご了承願 います。

次に、今定例会に付議される案件は、報告1件、条例の改正議案2件、工事請負契約議案1件、損害賠償額決定議案1件、補正予算議案4件、決算の認定6件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(野中嘉之君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 小森谷 幸 雄 君

7番 黒野一郎君

を指名いたします。

〇会期の決定

○議長(野中嘉之君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月30日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長(秋山豊子さん)登壇]

○議会運営委員長(秋山豊子さん) おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、8月30日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9月5日から14日までの10日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、まず提出者から報告第5号についての報告があります。次に、議案第32号から議案第39号までについて、提案者から説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。続いて、平成23年度各会計の認定第1号から認定第6号について、提案者から各議案の説明のみを行い、第1日目の議

事日程を終了いたします。

第2日目の6日は一般質問を行います。

第3日目の7日には総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目、5日目の8日、9日は休会といたします。

第6日目の10日は産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第7日目の11日は総務文教福祉常任委員会を、第8日目の12日には産業建設生活常任委員会をそれぞれ開催し、平成23年度の決算について事務調査を行います。

第9日目の13日は休会とし、最終日の14日は平成23年度各会計の認定第1号から認定第6号について審議 決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。 以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から14日までの10日間と決定いたしました。

○報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

〇議長(野中嘉之君) 日程第3、報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) それでは、報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告についてということでご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をするものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合には、その程度を示す指標でございます。本町においては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でござい

ます。本町における実質公債費比率は11.1%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。今回は、町債残高などを主とした将来負担額が、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込み額を合わせた充当可能財源等を下回ることとなったため、将来負担比率は算定をされません。なお、早期健全化基準は350%であります。財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっておりまして、本町では水道事業会計と下水道事業特別会計が該当となりますが、いずれも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員様の審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、既にごらんいただいたと思っておりますが、ごらんをいただいていない議員さんにはごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。これにつきましては、担当課長が改めて説明をする予定はございません。以上 のとおりです。

○議長(野中嘉之君) 以上で報告第5号を終わります。

○議案第32号 板倉町防災会議条例の一部改正について

議案第33号 板倉町災害対策本部条例の一部改正について

〇議長(野中嘉之君) 日程第4、議案第32号 板倉町防災会議条例の一部改正について及び日程第5、議 案第33号 板倉町災害対策本部条例の一部改正につきましては、関連がありますので一括議題とし、町長よ り提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) それでは、議案第32号及び議案第33号は、ただいま議長からご案内がありましたように関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

両議案ともに町条例の基本事項を規定する災害対策基本法の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に 公布をされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第32号 板倉町防災会議条例の一部改正についてですが、主な改正点は、地域防災計画の策定に多様な意見が反映できるよう、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加いたしましたところであります。また、防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べることをその役割として新設をいたしました。

次に、議案第33号 板倉町災害対策本部条例の一部改正についてですが、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、町条例で規定をしております条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

以上の議案の改正概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても、担当課長の説明はございません。私自身がただいま申し上げたもの、そのもの

が提案の理由でございます。よろしくお願いします。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。
これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 工事請負契約の締結について

〇議長(野中嘉之君) 日程第6、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長 (栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 同じく議案第34号でございます。工事請負契約の締結についてということでございます。

本案につきましては、平成24年度社会資本整備総合交付金事業、町道 1-9 号線の道路改築工事 2 工区に伴う請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これに

つきましても、改めての担当課長の説明は予定をしておりません。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番(今村好市君) 1番、今村です。ちょっとお尋ねをいたします。

入札の参加業者名、差し支えなかったらお願いをいたします。それと、何回目の札で落札されたのか。それと、落札比率については何%だったのか。関連がありますので、第1工区も恐らく同じ形で入札が執行されたと思いますので、参考に第1工区についても今の項目についてお答えをお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

「都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) それでは、お答えいたします。

初めに、第2工区の参加業者数でありますけれども、10業者になります。尾崎建設株式会社、小曽根建設株式会社、河本工業株式会社、斎藤建設工業株式会社、有限会社坂田建設、株式会社徳川組、原工業株式会社、福地建設有限会社、本島建設株式会社、渡辺建設株式会社ということで、10業者の指名をいたしております。このうち町内業者につきましては4業者であります。それから、入札の回数でありますけれども、入札の回数につきましては1回で落札をしております。それから、請負率でありますけれども、請負率につきましては82.8%という請負率であります。

それから、第1工区でありますけれども、第1工区につきましても指名業者につきましては第2工区と同じ10業者ということであります。それから、入札の回数でありますけれども、1回で入札を行いまして、落札業者が決定をしております。それから、請負比率でありますけれども、84.1%ということであります。以上であります。

〇議長(野中嘉之君) よろしいですか。

○1番(今村好市君) はい。

○議長(野中嘉之君) ほかに。

[「なし」と言う人あり]

O議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。 これより議案第34号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 損害賠償の額の決定について

〇議長(野中嘉之君) 日程第7、議案第35号 損害賠償の額の決定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 引き続き議案第35号の提案理由を申し述べさせていただきます。損害賠償の額の決定ということについてでございます。

本案につきましては、昨年の台風による豪雨で町道が一部冠水したことにより、車両の水没事故が発生し、 その損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるもので ございます。

以上でございます。これにつきましても、担当課長から改めて説明の予定はございません。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

- ○1番(今村好市君) 町道の冠水につきましては、前に10路線ほど冠水をしたという報告がございまして、その後、さまざまな対応を町としては実施してきたのかなと思います。その10路線に対する具体的な実施の対応と、今回、この道路については、特に排水路の詰まり、いわゆる暗渠部分の詰まりとかそういうものが原因であると聞いておりますが、その辺の改善対策、それと道路管理者として今後の台風を迎えるに当たって事故防止対策、これについてお願いいたします。
- ○議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

「都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) 冠水につきまして、昨年の状況では台風6号、それから台風15号ということで冠水路線がありました。台風6号での冠水につきましては13路線、それから台風15号につきましては7カ所でありました。この路線が常習の冠水路線になっているわけでありまして、対策ですが、一気にかさ上げということはなかなか厳しいわけでありまして、これまで何路線かかさ上げを実施してきているわけですが、本年度につきましても1カ所タイガーカワシマに入っていく路線が常に冠水していますので、本年度につきましてはそこの路線の1路線になりまして、かさ上げを実施をしていきたいと思っております。

それから、ほかの路線につきましても、かさ上げが必要な路線、あるいは排水が必要な路線等がありますが、それにつきましては状況確認をしながら、冠水しないような対応をしていきたいと考えております。

それから、今回の事故の発生の路線ですが、ここの路線につきましては冠水をしたわけでありますが、排水がここの路線から大箇野川に排水されますので、排水路が200メートルほどありまして、そのうち半分ほどが暗渠ということになっていまして、暗渠部分が特に原因があるのかなということで考えておりまして、現在まだ水があるということで確認はしていませんが、多分汚泥がたまっているのかなというふうに思っております。これにつきましては今後、稲刈りが終わった後、水がなくなった時点で現地を確認して、堆積の状況を確認して、堆積がひどいようであれば改善していきたいと考えております。

それから、事故防止の対策でありますが、今回の事故につきましても、都市建設課としましてはパトロール、あるいはそれなりの安全対策をとってきたわけでありまして、今回の事故につきましては、とめてあっ

た看板が移動されていたということが大きな事故の原因でありました。今後通行止めする場合につきましては、完全な通行止めをして、なおかつ、何で通行止めをしているのか、今回、通行止めの表示がなかったわけでありますので、道路冠水等により通行止め、そういうものを今後、事故防止としてやっていきたいと思っております。

- 〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。
- ○1番(今村好市君) 今回の補償になった道路については、早急にできるだけの対応をしておくことが必要かなと思います。

それと、何路線か一気にかさ上げとか解消は難しいところもありますので、実際に冠水の予測がされた場合においては、しっかりとした交通止めをやはりやっておかないと、特に交通量の多い町道については同じような事故が起きる可能性があるということでございます。特に農道に近いような道路だと街路灯もありませんので、かなりスピード出していくと間に合わなくて止まれないと。それで水に突っ込んでしまうということも考えられますので、その辺できるだけ事故防止の交通止め対策についてしっかりとしておいたほうがいいのかなと思いますので、その辺要望しておきます。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 要望でいいですか。
- ○1番(今村好市君) はい、結構です。
- ○議長(野中嘉之君) ほかに。

青木秀夫君。

- ○9番(青木秀夫君) 本件について1つお聞きしたいのは、請求者が、請求したきっかけは、東京海上から板倉町に請求が直接あったのか、それとも直接被害者から話があったのか、どちらからまず話があったのか、その点をお聞きしたいということと、それと、この前もちょっと説明は受けたのですけれども、その過失の割合が8、2とかということで和解したのでしょうけれども、その過失の割合を認定した理由といいますか、原因はどのようなことで8対2というような形で、双方がどういう主張でそういうふうになったのか、具体的に説明いただければと思うのですけれども、わかりますか。過失の8対2の理由、町側の言い分と、被害者というか、東京海上側の言い分とそういうことで8対2になったのでしょうけれども、双方の言い分といいますか、主張が何かあると思うのですけれども、説明いただきたいと思うのですが。
- ○議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) この事故の関係でありますが、まず初めに、事故者、被害者から町のほうに連絡がありまして、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険、取り扱い保険会社が損害保険ジャパンになるわけですが、まずは被害者から町のほうに届け出がありまして、町が入っている保険会社から被害者が入っています東京海上火災に連絡をしたわけであります。請求は東京海上のほうから町のほうに請求がありまして、その後、被害者が入っておりました東京海上火災の保険のほうで全損扱いをされましたので、車両の所有権というものが個人から東京海上のほうに移転をしたということでありますので、今現在の損害賠償の相手方が町と東京海上ということで現在示談交渉を進めているところであります。

それから、過失の割合でありますが、過失の割合につきましては、これまで両保険会社で弁護人を立てま

して交渉してきたわけであります。当初、相手方の東京海上からは5割の請求ということで話があったわけであります。こちらの弁護士と相談をして、いろいろ対応してきましたが過失割合につきましては、これまでの裁判の事例等から町の過失割合につきましては2割あるいは3割が上限であるという町の弁護士の考え方から、相手方の東京海上の弁護士と交渉をこれまでしてきまして、その後、東京海上のほうで町の過失割合を2割ということの内容での示談に応じるということで話し合いができましたので、今回、全損費用が163万5,750円でありまして、それの2割相当額、32万7,150円を損害賠償の額として決定して支払いをするということで今回お願いするわけであります。よろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) そうしますと、直接は被害者から請求があったと。それから権利が東京海上のほうに行ったので、東京海上が被害の当事者として交渉相手になったということなのですね。今の過失の理由なのですが、それは過去にどこかの判例があったので、それで2割とか3割とかということで応じたということなのでしょうが、やはり板倉町、この小さな町であっても、そこそこ道路あるわけですから、道路とかいろいろな施設の管理者として一応基準を町側でもきちっとつくっておかないと、事例というのはケース・バイ・ケースでみんなワンパターンではないわけですから、やはりきちっと町側の管理者としての基準というか、その基準に基づいた主張というのを言えるようにしておかないと、今後、こういうのをきっかけにこういう問題が増えてくると、みんながそういうことを知るきっかけにもなるわけですから、ちゃんとした対応をするための基準をつくっておかないと、歯どめがきかないと言っては大げさになりますが、広がっていくと思うので、その辺はきちっとつくっておいたほうがいいかと思うのです。

結局被害者と言ってきた人には対応するけれども、被害を申し出ない人には全然対応しないわけですから、公平な行政にならないわけですよね。何か横車押す人には得になるし、静かに黙っている人には不利益をこうむるということになるので、できるだけやはり共通の対応ができるような基準というのをつくっておかないと、こういう問題がこれからいろいろ出てくるのではないかと思うので、ぜひそうしていくべきかなと思うのですが、では代表して町長の認識を伺いたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) おっしゃることも十分理解できるような部分もあります。また、申し出がある人と申し出がない人の格差ができるのではないかということは、やはりどんな形をつくっても基本的に申し出を前提とすることになるのだろうとも思いますし、申し出をするための公正なPR、例えば何かの基準をつくるとすれば、そういった方法の範囲内に努めればよろしいのかなと。申し出ない人は、自分の判断で申し出ないわけですからということであります。

それから、町の基準の作成については、今回も町の意図は顧問弁護士等に相談しまして過失ゼロというような、顧問弁護士も相談の相手として相当強くそれらを申し、我々もそれを基準に東京海上と最初は交渉をしてまいった経緯もありますが、その後は俗に言う保険会社同士、いわゆるそれぞれの代理人のプロ同士の判断ということで、その決着をしたのだろうというふうに見受けておりますが、町の基準をつくっても、恐らく片方が全面的に押し切るということはやはり不可能なのだろうなと、裁判というものは。したがって、やはり常に町は基準があってもなくても真剣に、例えば町側の立場に立っていただける顧問弁護士をこちら

の相談、いわゆる基準づくりの相談相手として、ケース・バイ・ケースがあるわけですので、今回も一応は 基準はないですが、町の基準をこのケースに当たってどこに置くかということについては、いわゆる弁護士 さんと相談をしての交渉の結果というふうに感じております。

ただし、冒頭申し上げましたように、青木議員さんの町の基準もある程度のものは作成をするべきかどうかということについては理解が、そうしたほうがいいのかなとか一部同感する部分もありますのて、検討をさせてみたいと思っております。そういうことで私の考えを述べさせていただきました。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 今、大体経緯がわかりましたから、町が過失なしということで当初は主張したということで、結果的にこういうことになったのだというのであれば結構なのですが、町の保険からおりるから、町からお金が出ないのだからとかって安易に過失に応じるということがないようにしていかないと、こういうような類似の問題はこれから発生してくる率が増えていく可能性がありますので、十分にその辺は過失なしというならなしできちっと主張するような対応にしていかないと、言葉は悪いけれども、なめられるというか、そういうきっかけづくりにもなりますので、ぜひそういうことであればその辺を強く主張すべきことは主張すると。管理責任は十分に果たしているのだと、過失はないのだということで対応するようにしないと、だんだんなめられるということもありますので、ぜひそうしてもらえればと思うのですけれども。結構です。

○議長(野中嘉之君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。 これより議案第35号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

〇議長(野中嘉之君) 日程第8、議案第36号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてを 議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) それでは、引き続き議案第36号の提案理由をご説明申し上げます。平成24年度板倉町一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

3,177万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,247万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に58万7,000円、使用料及び手数料に2,000円、国庫支出金に456万8,000円、県支出金に469万4,000円、寄附金に43万8,000円、繰越金に2,923万1,000円、諸収入に118万7,000円をそれぞれ追加をし、繰入金を513万7,000円、町債を380万円減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に213万5,000円、民生費に27万2,000円、衛生費に137万1,000円、農林水産業費に1,441万2,000円、土木費に455万円、教育費に537万1,000円、予備費に500万円をそれぞれ追加し、商工費を128万1,000円、消防費を6万円減額するものでございます。また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、ご説明申し上げたところでありますが、細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、 よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、議案第36号 平成24年度板倉町一般会計補正予算(第4号)の 細部につきましてご説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算の額でございますが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出 予算の総額に歳入歳出それぞれ3,177万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億 8,247万2,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の変更でございますが、5ページの第2表、地方債補正によるところでございます。 なお、補正の第1表につきましては、同様、町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので省略を いたしまして、5ページの第2表、地方債補正をお開きいただきたいと思います。

今回の地方債の補正につきましては、2件ございます。1件が、上水道事業債、既定額が限度額360万円であったものを今回、全額減額をいたしましてゼロといたすものでございます。この理由といたしますと、水道管路の耐震化事業の上積み事業費が今年度事業計画では発生しないことによります一般会計出資債の全額の減額ということでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、既定の限度額2億9,400万円であったものを2億9,380万円といた します。20万円の減額でございますが、これにつきましては臨時財政対策債発行可能額の確定による減額で ございます。

以上2件が、今回の地方債補正でございます。

それでは、次に、事項別の明細について説明いたしますが、6ページ、7ページは省略をさせていただきまして、8ページをお願いいたします。まず、8ページからが歳入になるわけでございますが、9款1項1目の地方特例交付金でございますが、58万7,000円の追加でございます。これにつきましては、交付決定による追加ということでありますが、内容的には住宅ローン控除に伴う減収補填の特例交付金でございます。

次に、13款 1 項 3 目の土木使用料で2,000円の追加でございますが、説明欄にありますとおり、使用料の追加でございます。

次に、14款2項4目教育費国庫補助金で101万8,000円の追加でございますが、説明欄をごらんになっていただくとおり、文化的景観保護推進事業の補助金でございます。これは具体的に水塚の改修事業にかかわる

国庫補助金でございまして、歳出の10款4項2目のほうに充当をするものでございます。

次に、5目の農林水産業費の国庫補助金で355万円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にありますとおり、戸別所得補償経営安定推進事業の交付金ということで、これ農地集積の協力交付金でございます。補助率は10分の10ということで、55万円の追加でございます。

次に、新規就農者確保事業交付金でございます。これは青年就農の給付金でございまして、これも同様、 補助率は10分の10で300万円の追加と。こちらも歳出の6款1項3目の農業振興費のほうへ充当をするもの でございます。

次に、9ページへ参りまして、15款2項5目の農林水産業費県補助金でございますが、419万4,000円の追加になるものでございます。内訳を申し上げますと、まず農業振興費補助金では、説明欄を見ていただくとおり、はばたけぐんまの担い手支援事業費補助金で396万8,000円を追加をいたしまして、これまでありました農業農村応援事業費補助金、これを300万円減額をするものでございます。これにつきましては、従来の農業農村応援事業がはばたけぐんま担い手支援事業に衣がえをしたということでございます。こちらも農業振興費へ充当いたすものでございます。

次に、農地費の補助金におきましては、322万6,000円の追加でございますが、これについては小規模土地 改良事業(前原地区)を予定をしておりました。これを今回、県単の小規模土地改良事業から国庫の補助事 業であります農業体質強化基盤整備促進事業へ振り替えるということになる内容でございまして、前原地区 の県単の補助金590万円を減額をいたしまして、そのかわりに同じ小規模土地改良事業といたしまして海老 瀬西地区補助金で162万6,000円を追加をしまして、前原地区を海老瀬西地区に代替をすると。それから、農 業体質強化基盤整備促進事業の補助金で750万円を追加するわけでございますが、これは前原地区を県単の 事業から国庫の補助事業へ振り替えるという内容でございます。これにつきましては、6款1項5目の農地 費へ充当するものでございます。

次に、6目の商工費県補助金で20万円の追加でございますが、これにつきましてはラムサール条約の湿地登録のPR関係で、館林の行政県税事務所から地域振興調整費の中での補助事業、補助金ということで交付がされるということでの補正でございます。

次に、7目の教育費県補助金で30万円の追加でございますが、こちらにつきましては文化的景観の保護推進事業の補助金で、県からの追加30万円ということでございます。これについては、先ほど国庫補助金のところでちょっと申し忘れましたが、国費が補助率で50%、それから県費が15%、ただし県費については上限が30万円という限度が定められているということでございます。

次に、17款1項1目の一般寄附金で43万8,000円の追加でございます。これは説明欄にあるとおりでございますが、ふるさと納税と一般寄附金の追加でございます。

では、10ページをお願いいたします。18款1項4目水道事業会繰入金でございますが、513万7,000円の減額でございます。これにつきましては、これまでいわゆる一般会計出資債等の償還に充当するための繰り入れということで、水道会計から一般会計へ繰り入れをしてきたわけでございますが、平成23年度の水道会計決算におきましては純損失が生じているということによりまして、今年度水道会計からの繰り入れにつきましては全額を減額するという内容でございます。

次に、19款1項1目の繰越金でございますが、今回2.923万1,000円の追加でございます。これにつきまし

ては、今回補正の財源へ充当いたすものでございます。

次に、20款5項3目の雑入でございますが、118万7,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄にあるとおりでございますが、主なものとしますと、2つ目にあります農地・水・環境向上対策事業過年度還付金81万6,000円、それから文化的景観保護推進事業負担金、これは先ほどの水塚の関係でございますが、所有者からの事業費の負担分で47万9,000円の追加でございます。

次に、11ページでございますが、21款1項1目の衛生債で360万円の減額でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、管路の耐震化事業の上積み事業費が発生しないことに伴いまして、一般会計の出資債全額を減額したことに伴う減額措置でございます。

次に、4目の臨時財政対策債でございますが、こちらも発行可能額確定による減額で20万円ということで ございます。

以上、歳入合計で補正の合計額が3,177万円となるものでございます。

では、12ページをお願いいたします。こちらからが歳出の事項別明細になるわけでございますが、各項目の説明をする前に、今回の補正に係ります職員給与の関係についてご説明申し上げます。今回の職員の給与関係につきましては、9月1日付で人事異動がございまして、これに伴う措置ということでございますが、内容的には6款1項2目の農業総務費の職員人件費を205万円追加いたしまして、そのかわり7款1項1目の商工総務費の職員人件費を同額減額すると、いわゆる組み替え措置でございます。したがいまして、人件費総額に変動はございません。そういったことでご理解をいただきたいと思います。

以下人件費の関係については、説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、2款1項5目財産管理費からでございますが、32万3,000円の追加でございます。これにつきましては、主な内容としますと、説明欄を見ていただくとおり、町有財産の管理事業の中で不動産の鑑定委託料の追加32万円が主な内容でございます。

それから、6目の企画費で5万円の追加でございますが、こちらにつきましては東洋大学との連携事業の一環で、今年度、東洋大学が創立125周年の記念の年に当たっておりまして、板倉キャンパスでもこの記念事業を実施をするということになっております。これに連携をする形で、事業で実施される抽せん会の商品代の追加ということで計上させていただいてございます。

次に、12目の防犯対策費では15万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては説明欄にございますとおり、東洋大前駅に設置しました防犯カメラ設置工事費の確定による減額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。 2 項 1 目の税務総務費で 2 万7,000円の追加でございます。これについては、固定資産評価審査委員報酬の追加ということでございます。

2目の賦課徴収費につきましては200万円の追加でございますが、説明欄にございますとおり、過誤納還付金の追加ということでございます。

次が、4項5目の邑楽土地改良区総代選挙費でございますが、10万8,000円の減額でございます。これに つきましては、執行経費の確定による減額でございます。

では、14ページをお願いいたします。 3 款 1 項 2 目の高齢者福祉費で16 万3,000円の追加でございますが、この内容については説明欄ございますとおり、老人保健事業で 2 万5,000円の追加、これは給付費の精算に伴う国費、県費の返還金でございます。

次に、介護保険特別会計繰出金といたしまして13万8,000円の追加でございます。

次に、5目の後期高齢者医療費でございますが、2万7,000円の追加でございまして、説明欄にございま すとおり、後期高齢者特別会計事務費の追加、これはシステム改修費の追加ということでございます。

次に、2項4目の児童館費でございますが、8万2,000円の追加でございます。これにつきましては、児童館の所在がなかなかわかりづらいということに対応するための案内看板の作製の委託料の追加でございます。5カ所へ6枚の看板を設置する予定になっております。

次に、4款1項2目の予防費でございますが、405万2,000円の追加でございます。これにつきましては、9月にポリオのワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えられたこと、あるいは11月から4種混合ワクチンが定期接種化されることに伴う追加補正でございます。内容的には説明欄にあるとおりでございます。

次に、2項2目のじんかい処理費では91万9,000円の追加でございますが、こちらにつきましては説明欄にございますとおり、昨年3月11日の震災による屋根瓦の被害等で資源化センターが受け入れた屋根瓦等の処理の委託料でございます。

次に、16ページをお願いいたします。 3 項 1 目の上水道費でございますが、360万円の減額ということでございまして、これは先ほども関連するところを申し上げましたが、水道事業のいわゆる一般会計からの出資がなくなることに伴います360万円の減額ということでございます。

次に、6款1項1目の農業委員会費でございますが、50万4,000円の追加でございます。これにつきましては、農地保全啓蒙用の看板が町内に12カ所ばかり設置されているのでありますけれども、大分傷みが激しくなってきたということで、この看板の修繕のための修繕料として追加いたすものでございます。

では、2目を省略いたしまして、17ページの3目農業振興費をお願いいたします。農業振興費では、1,024万8,000円の追加でございますが、この内容については歳入のところでもちょっと申し上げましたが、説明欄をごらんになっていただきたいと思います。

まず、一番上の農業農村応援事業、これにつきましては300万円の減額でございますが、事業の廃止で1つ飛ばしたその次、はばたけぐんまの担い手支援事業へ衣がえをするということで減額をするものです。はばたけぐんまの担い手支援事業では396万8,000円の追加をするということになるわけでございます。

それから、戻りまして2番目の丸ですが、戸別所得補償経営安定推進事業では、歳入同額の55万円を追加するものでございます。

次に、4つ目の丸でございますが、新規就農者の確保事業で300万円の追加、これは青年就農の給付金で ございまして、歳入と同額、同様300万円の追加でございます。

次が、農産物直売所運営事業ということで、季楽里(きらり)の運営費の補助金といたしまして573万円 を追加いたすものでございます。これにつきましては、今後予定されておりますリニューアルに関する経費、 それから当面の運営資金としての補助金を追加するものでございます。

次に、5目の農地費でございますが、161万円の追加でございます。こちらについては、やはり説明欄を見ていただきたいと思いますけれども、まず1つ目の丸が農地・水・環境向上対策で252万8,000円の減額でございます。これについては、農地・水は平成19年を初年度といたしまして、平成23年度で終了するという事業であったわけですが、今年度当初予算の編成の時点では、新しい事業がまだ国においてきちっと定めら

れておらなかったことによります暫定的な予算措置であったということでご理解いただければと思います。 今年度からは、次のページに出てまいります新しい事業へ移行することになっておりますので、今回減額させていただくというものでございます。

次に、県営の五箇谷地区の圃場整備事業では156万7,000円の追加でございますが、これは五箇谷地区の調査計画の負担金でございまして、町が50、県が50と折半で費用を負担して調査を進めるものでございます。

次に、3つ目がパイプラインの整備事業でございますが、5,900円の追加でございます。これについては、 除川地内頭沼水路関係でのパイプライン整備のための補助金ということでございます。

では、18ページをお願いいたします。説明欄一番上でございますが、歳入のところでも出てまいりましたけれども、小規模土地改良事業の前原地区1,770万1,000円を全額減額するものでございます。その振り替えとしまして、次の丸印、農業体質強化基盤整備促進事業で1,048万円を追加するということになります。これについては補助率を申し上げますと、国庫の補助率が50%、県の補助率が25%という内容でありまして、県単事業であります小規模土地改良事業よりも補助率では有利な内容になっております。

これの歳入につきましては、国、県で補助金を交付してくるということでありますので、歳入の受け入れ は県費の補助金として国費と県費を一括で受け入れるような形になってまいります。

次に、農地・水・保全管理支払交付金実施事業で431万2,000円の追加でございますが、これが先ほど申し上げました17ページの農地・水・環境向上対策事業から衣がえをした事業でございまして、今年度から5年間の継続事業ということでの初年度での予算措置でございます。

次が、小規模土地改良事業の海老瀬西地区でございますが、これはやはり前原地区を国庫の補助事業に振り替えた代替として事業化いたすものでございまして、542万円を追加するものでございます。海老瀬西地区ということで、これは老人福祉センターの東側の農道の整備の事業でございます。

次に、19ページをお願いいたします。 7 款 1 項 1 目は省略いたしまして、 4 目の観光費で76万9,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄を見ていただきたいと思いますけれども、まず観光振興事業といたしまして70万円を追加するものでございますが、内容としますと、ラムサール条約湿地登録のPRの経費としまして懸垂幕、横断幕、のぼり旗等の作製、あるいはPRポスター、チラシの印刷費用等の追加でございます。これについては、歳入でも申し上げました地域振興調整費20万円の補助金が財源に充当をされるものでございます。

それから、2つ目、揚船の運航事業としますと、消耗品6万9,000円の追加でございますが、これについては捨て看を作製する費用の追加でございます。

では、20ページをお願いいたします。 8 款 1 項 1 目の土木総務費で10万円の追加でございますが、これにつきましては収入印紙手数料で10万円を追加するものでございます。

次に、2項2目の道路維持費で120万円の追加でございますが、これについては通学路での安全確保対策 ということで安全施設工事として120万円を追加するものでございます。これは具体的な箇所を申し上げま すと、増田医院のところ、公園通りと通学路が交差しておりますが、その部分での安全対策の事業を実施す るための追加でございます。

次に、3目の道路新設改良費でございますが、325万円でございます。説明欄を見ていただきたいと思いますけれども、町の単独道路整備事業で310万円の追加、それから八間樋橋関係につきましては15万円の追

加でございます。内訳は組み替え等もございますが、ごらんのとおりでございます。

次に、21ページをお願いします。9款1項4目の防災対策費でございますが、6万円の減額でございます。 これにつきましては、説明欄防災対策事業ということでございますが、具体的には小学生対象で実施しています水防学校の事業内容の見直しによる減額ということでご理解をいただければと思います。

では、22ページをお願いいたします。10款2項1目の学校管理費でございますが、125万円の追加でございます。これについては、小学校運営で耳鼻科、眼科の診療機器の借上料で13万7,000円の追加、それから小学校施設の維持管理で111万3,000円を追加するものでございますが、4小学校ありますので、具体的な内容を申し上げますと、まず1つは西小での修繕料が37万8,000円の追加、それから下に各学校施設整備工事費ということで73万5,000円の追加がございますが、これにつきましては東小の非常放送設備の改修の工事費でございます。

次に、2目の教育振興費で41万7,000円の追加でございますが、こちらにつきましては説明欄にありますとおり、拡大機プリンターの購入費としての追加でございまして、西小の拡大機プリンターが平成9年に購入をしたものでありますが、15年を経過いたしまして故障の修繕が不可能であるということによる買い替えのための予算措置でございます。

次に、3項1目の学校管理費、これは中学校費でございますが、2万3,000円の追加でございまして、これについても小学校費でもありましたとおり、耳鼻科、眼科の診断器の借上料の追加でございます。

次に、23ページをお願いいたします。 4 項 2 目文化財保護費で200万3,000円の追加でございます。これについては説明欄をごらんになっていただきたいと思いますけれども、文化財保存活用事業で51万4,000円の減額と。これは雷電神社末社の保守点検の補助事業の補助金交付を予定しておったものを減額するものでございます。

次に、文化的景観保護推進事業で251万7,000円の追加でございますが、これは歳入でも出てまいりましたとおり、水塚の改修のための事業費でございまして、設計監理業務委託料が36万8,000円、それから工事費が214万9,000円の追加となるものでございます。これちょっと補足をさせていただきますが、水塚は個人所有の建物でございますけれども、この文化的景観の保護推進事業につきましては、いわゆる地方公共団体、町が事業主体となることによって、国庫と県費の補助対象になるという仕組みになっておりますので、今回、個人所有の水塚ではございますけれども、所有者の負担をいただく中で町が事業主体として工事を発注していくという形態での事業になりますので、その点もご理解をいただければと思います。

次に、5目の中央公民館費で121万6,000円の追加でございますが、これにつきましては修繕料であります。 具体的には漏水防止のための配管タイルの修繕のための工事費、それから屋上にあります受電用のキュービ クルの塗装修繕のための修繕料、そういったものの追加で、合わせて121万6,000円でございます。

次に、6目の東部公民館費ですが、8万4,000円の追加ということでございまして、これについては内容的に煙感知器の故障による交換、あるいは掃除機がやはり壊れてしまった買い替えのための予算措置ということでございます。

次は、24ページをお願いいたします。7目の南部公民館費でございますが、4万9,000円の追加でございます。これについても放送機器の購入費での追加でございます。こちらは放送機器30年以上も使用していて、 やはり修理のための部品が保管されていないということで、修理不可能なために買い替えをするというよう な内容でございます。

次に、9目のわたらせ自然館費でございますが、7万9,000円の追加でございます。これについては、説明欄にありますとおり、自然館の総合補償保険の保険料として6万9,000円の追加、それからデジタルカメラの購入費で1万円の追加でございます。

次が、5項2目の保健体育施設費で25万円の追加でございますが、修繕料でございます。これは海洋センター玄関の階段の段差改善のための修繕料ということでの予算措置でございます。

次に、25ページでございますが、14款1項1目の予備費で500万円を追加させていただくものでございます。これにつきましては、今年度当初で500万円の予備費、予算措置をしたところでございますけれども、その後、他の款への充用等がありまして、現在予備費の予算現額が115万円ばかりというところまで減少をしてまいりましたので、今後の対応のために今回500万円の追加させていただくものでございます。

以上が事項別の内容の説明でございます。26ページに地方債に関する調書がついておりますが、見ていただくとおりでありまして、今回の地方債の補正後の当該年度末の現在高の見込額が、一番右側の欄の一番下です。合計の一番右側の欄になりますが、現在の見込みで年度末39億9,177万9,000円となる見込みでございます。

以上、少々長くなりましたが、議案第36号の細部の説明といたします。よろしくご審議の上、ご決定賜るようお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

休 憩 (午前10時31分)

再 開 (午前10時45分)

〇議長(野中嘉之君) 再開します。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。 荒井英世君。

〇2番(荒井英世君) 2番、荒井です。農政関係と、それから教育関係の質問したいと思います。

17ページお願いします。はばたけぐんまの担い手支援事業、これが衣がえということですけれども、これ 県補助で実施されるということですが、これの具体的な事業内容ですが、その説明をお願いします。

それからもう一つ、似たようなもので下の国補助の新規就農者確保事業、青年就農給付金ですけれども、 これ恐らく人と農地プランに位置づけしてあると思うのですが、金額は、年にどのくらい給付するのか、何 人ぐらい予定しているのか、そういったところです。

それから、教育委員会関係ですけれども、23ページ、文化的景観保護推進事業、水塚の修復工事費ということなのですが、町が事業主体となって実施するということですけれども、これの何棟ぐらい修復するのか、もしわかれば、その所有者名お願いします。

それから、町が事業主体となってやるわけですから、その対象となる水塚の根拠、例えば景観重要建築物として指定したものであるのか、そうでないのか、去年ですか、恐らく以前私が一般質問で聞いたときに、 景観重要建築物、町のほうとしては指定していないということだったのですけれども、それ以降指定したの かどうか、その辺です。

それから、修復後の活用方法についてちょっとお聞きします。

○議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、ただいま荒井議員のご質問につきましてご答弁させていただき たいと思います。

まず、はばたけぐんま担い手支援事業ということでございますが、こちらさっきの説明の中、農業農村応援事業、これは県単のさまざまな農家の方の要望に対する事業ということで行ってきておりましたが、これが振り替えになりまして、今年度24年、名前が変わりまして、はばたけぐんま担い手支援事業という形になっております。内容につきましては、法人等の支援型というのが1つございます。それと、新規就農者支援型、それと新時代対応型という形で、今回はこの3つのタイプで本町から合計で4つの農家、農家単独と、それから法人もあるのですが、4つの農家の方がこちらの対象という形で今回計上させていただいております。細かい内容につきましては、やはり農業機械、トラクターの整備、それからブロードキャスターの整備、またはハウスの張り替え、それとコンバインの整備というようなことでありまして、これはそれぞれ事業によりまして補助率が15%から50%という形で、ちょっとその内容によって県単の補助率が変わるということでございますが、こちらの今回4つの農家の方について計上させていただいております。

それと、続きまして、新規就農者確保事業ということでありますが、こちら荒井議員さんのおっしゃるとおり、人・農地プラン、こちらの関係で取り組んでいこうという中で今回計上しております。人・農地プランにつきましては、これから具体的に組織をつくって確定していくという中でありますが、制度上、その中に農地集積への支援というものと、それからただいまこちらの分でありますが、新規就農者への支援、この2つの事業がございまして、こちらにつきましては新規就農給付金ということで経営開始型という形で今回計上しています。こちらにつきましては、年間1人当たり150万円というものでありますが、もう時期的に9月に入りまして半年たっておりますので、これから進む場合は残りの半年分という形で150万円の半分、75万円を4名という形で今回計上いたしております。

以上です。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまの荒井議員の関係ですが、質問が3点ほどあったかと思います。このうちの1点目の何棟今回やるのかということと、2点目の水塚の対象とするものはどこなのかということは関連性がありますので、一括してということでお願いしたいと思います。

まず、どこをやるのかということですが、重要文化的景観の重要な構成要素が70点ほどあるわけですが、その中に水塚が5点含まれております、個人所有のものですけれども。こちらを今回に限らず、これから対象にして保存していきたいと考えております。この5件の中で、現在の状態を見ますと、坂田さんの家と小林さんのお宅の2つの水塚が大変壊れてきております。残りの3棟につきましては、これまで所有者の方が細かい修繕等を行っておりましたので、比較的保存状態がいい状態ですので、今のところ特に補修等は必要ないかと思っております。

ということで、今回その中でも特に海老瀬にあります坂田瞬一さんの水塚が、地震等そのほか台風、天気等の関係で屋根など大変壊れてしまったので、急遽ですが、ここで保存、修理をしないと今後が難しくなっていくのではないかということで、計上をさせていただいております。

その修理の関係につきましては、坂田さんのお宅だけということではなくて、5件、同じ条件でこれから協定書を取り交わしまして、今後、修繕、保存を考えていきたいと思います。特に重要文化的景観の中では動態保存という形をとっておりますので、どうしても自然の影響でその建物が壊れやすいと思いますので、その辺は協定書を結びまして、5件とも今後、年次を追って修理していきたい、保存していきたいと思っております。

3点目として、その修理の後の活用ということなのですけれども、こちらにつきましてはもまず坂田さんのお宅につきましては、場所的にわたらせ自然館と、今度移りました文化財資料館と、海老瀬にありましてちょうど三角形をつくるような形になりますので、重要な文化的景観の中のシンボル的な象徴として坂田さんの水塚を使うのと同時に、先ほど申しました2つの施設をトライアングル的に結んだ形で町内、町外の方に来ていただくような拠点にしていきたいと考えております。将来的には、水塚を守る会の人たちのよりどころとなるようにして、そこから情報発信ができればいいかなと考えております。また、ほかの水塚につきましても、例えば小林さんのお宅の水塚はちょうど土手の上にあったりしまして、人の目につきやすいところですので、今後も何らかの形で活用ができればと考えております。

以上です。

○議長(野中嘉之君) よろしいですか。

ほかに。

小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 5番、小森谷でございます。

同じような質問で大変恐縮でございますが、この水塚の問題、去年の8月でございますが、重要文化的景観に選定されたと。それ以後の取り組みについてもほとんど進展が我々にとってないように感じておるわけです。いろんなそういう景観あるいは家屋、いわゆる水塚ですけれども、そういったものを将来にわたって保存していきたい、こういう考え方は非常に理解できます。

かといって、では板倉の水場景観、いわゆる重要文化的景観が、先ほどのご答弁の中で70カ所あると。ですから、逆に言えば、私などの考え方からすれば、ではその70カ所の中の例えば1施設が、施設と言っては失礼ですけれども、家屋が水塚であると。いわゆる考え方を先に我が町の重要文化的景観のあり方については、こういうスタイルで望むと。その中の水塚というものはこういう価値があるので、それを修繕をする、あるいは改築をする。残りの例えば4つなら4つについても、構成要素の重要な部分を占めると。そういった考え方があって、初めて水塚、5棟ある中で一番傷みが激しいというものが、たまたま坂田さんのお宅の水塚であると。

その主体性がなかったから去年も申し上げた経緯があるのですけれども、重要文化的景観の保存計画ですばらしい計画書ができているわけです。その中の計画書の中にも、ポテンシャル、可能性の一番大きいものは、例えば谷田川の揚舟とか、水郷公園、そういう関係の中で、やはりいろいろ町内で議論されたものをきちんと体系化した中で水塚の重要性、それが非常に大切なものであると、そこに金をかけるのだと、そうい

う論理的な体系がないと、結果的に今までのいろんなそういうものを見てみますと、計画をつくりました。 あるいは修繕をしました。改修をしました。ですから、改修あるいは修繕がある意味で目的になってしまう。

私はそうではないと思うのです。ある目的のために修繕を、改築をするということであって、先ほど荒井議員さんが言ったように、いや、今後の利活用については水場を守る会に利活用させていただきたい、そこを発信基地にしたいと、こういうお答えがあるわけですけれども、基本的にはそういったものが全てテーブルの上で議論されたもので、では水塚についてはこういうやはり改修をしなければいけないのではないかと、そういう展開をさせていただかないと、多分これも、これは大変失礼な話で申しわけないのですが、水塚がきれいになりましたよ。おかげさまでありがとうございましたと。事業主体が町ということであれば、今度は町はどうするの、これをと。そこからまた議論が展開されていくと。ですから、その使用目的あるいは町の管理が入ってくるという中で、個人との関係もあるでしょうけれども、町としてその利活用をどう考えているなんていうのは、修繕をする前にできていなければ私はやはり問題が改修した後、修繕をした後発生してくると。ですから、その辺のものをきちんと70カ所についてもどう保存していくかもある程度具体化されていない中で、水塚だけが突出して、あそこを改修すれば文化的景観に取り組んでいるのだというような発想ですと、やはり事は進まないと思いますので、全体の流れの中で水塚というものの位置づけをどう考えるかについては古くなっている、あるいは先ほど申し上げましたように改修が必要だということで経費を投入する。当然利活用はその段階では決まっていなければいけない、こういうやはり考え方が私は必要なのではないかなと思いますが、その点いかがでございましょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 今の小森谷議員さんの質問ごもっともだと思っておりまして、既にそういった、全く今とほぼ似たような論理展開が私は必要だろうと思っておりまして、文化的景観認定後、ついそんなに遠くない時期に、ただいまのポイントについて徹底せよということで指示はしておりますが、今それがどのような状況になっているか答弁させます。

〇議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木実君。

[教育長(鈴木 実君)登壇]

○教育長(鈴木 実君) 今の小森谷議員の指摘にお答えさせていただきたいと思います。

まず、昨年指定されまして、非常にうれしいような、ある部分では複雑な部分あるのですけれども、まず今年度から何年か、数年間は、やはり普及啓発、保存というようなことで考えていきたいと。そして、特に平成24年度から27年度ぐらいまでの間というのは、1つは先ほど言いました水塚の修復、5件あるうちの2件がちょっと必要かなというような感じがしています。それと、柳山の調査とかそういうので何年かかかるだろうと。

それと、生涯学習の関係で公民館とか海洋センターとかいろんな形で普及をさせていただく。そういう中で案内板の整理や説明板の設置等もやっていかなくてはならないし、あと、今進めているの学校関係なのですが、教務主任会が中心になりまして、どうやって流れを子供たちに理解させ、そして重要文化的景観の部分を授業の中に取り組めるのかということで、理科とか社会とか、あと生活等で各学校が出てきています。それをこれから、今日なのですが、審議していって、恐らく年内、もしくは遅くとも年度内にはそういう形

で普及啓発保存をやっていくことかなと思います。

そして、今、小森谷議員から指摘されたとおりなのですけれども、とりあえずの中期的な部分等、もう一つは、その先を見込んで利活用というような部分が出てくるわけですけれども、来年から再来年にかけて保存活用委員会のようなものを持って、それはもちろん教育委員会だけではなくて、いろんな関係する課、もしくは有識者、専門家で構成するような形で、そこで具体的な審議をしていきたいと考えております。本当に保存というのは活用だと思います。活用をするのには、やはりいろんな観光面もしかりなのですが、そういうことでやはりきちっとした委員会の中でやっていこうと考えております。

それで、今、指摘の中にありましたように70カ所と。70カ所の中で、本当に急を要するものと先ほど言いましたように水塚の修復というようなことで考えておりますし、あとは急がなければならない部分というのはさほどないと考えています。ただ、活用の面では、やはり早い段階できちっとした大まかでもいいのですけれども、そういう形をぜひつくっていきたいと考えております。それは先ほど言いましたように、保存活用委員会というようなことをここ一、二年にうちにつくって、きちっとしたものをやっていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) 私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思います。

教育長の答弁を補足するようなことになろうかと思いますが、私のほうは町長から指示を受けておりまして、というのは重要文化的景観とあわせまして、今回湿地登録された遊水地がございますので、この双方、これをうまく関連づけて利活用とか保全・保存を図るための、教育長が申し上げました委員会的な組織を考えるという内容であります。

これからの作業にかからなければならないところでありますが、今、渡良瀬遊水地の湿地登録を受けまして、関係の4市2町、それから利根上とか、利活用のための協議会をつくったらどうだという話が持ち上がっております。ただ、その協議会でどのようなことを進めていくのか、これがまだ漠然としておりまして、これから相談をしながら、協議会の目的、使命、それからどのような活動をしていくとか、そういったものを決めていくと。そういった中で、ただ単に行政だけではなくて、いわゆる自然保護団体の皆さんとか、あるいは小山に本拠地があります遊水地をラムサールに登録する会の皆さんですとか、あるいは、ちょっとこれは発展、飛躍し過ぎかもしれませんけれども、関係する商工会議所とか商工会、そういったものまでを取り込んでいくのかどうか、そういったところが今後の議論になってまいります。

そういったことで、指示を受けた中で、そういった動きが出てまいっておりますので、先行して板倉の町だけでコーディネートするような組織を組んでしまっていいものかどうか、そういったことで今月中には利根上でまた協議会の立ち上げについての会議も予定されておりますので、そういったものの動向、成り行きを見ながら、板倉町としてどういった組織体制がいいのかをいろいろまた町長とか教育長とも相談をしながら、コーディネートしていって一つの体系をつくっていければと思っておりますので、その点もご理解いただければと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) 先ほどの教育長の答弁も含めてですが、これから一、二年あるいは二、三年をめどにということで、しかし既にもう1年たっているわけです、認定されてから。まさに、先ほど小森谷議員と同感だということについては、本来、まず前段にそれがあって、その後ということの理論的な面については全く同感でございまして、私の指示していることは、既に1年もたつのに水場を守る会、あるいは民俗研究会、あるいは伝承士とか、そういった会議の一つもしていないではないかというようなことも含めて、早急にそういう意味でのコーディネートをしながら、さらにそういったものに加えて、いわゆる産業関係、あるいは商工会も含めて、ラムサールも、また渡良瀬遊水地も我が町に関係はするわけですからですが、プラスそういったことも含めて、町の活性化も、あるいは広く言えば利活用、もっと言えば観光的な要素を発掘するためにも、皆さんがどう考えるか、役場の単なる一部署だけではそんな名案など出るわけがないというようなことも含めてしております。

それについて教育委員会の動きが鈍いと思っておりまして、例えば水場の伝承士与えただけで、水場の伝承士の人の認識度もまず全然違うと。みんなボランティア精神旺盛で、どれだけのものを共通項として認定したのかもわかりせんが、そういう意味でそういったものの皆さんが協力をすることが前提で、多分そういう申請になっているはずなのです、重要文化的景観の認定については。ということで、課長にも強く言っておりますので、それを踏まえた上でさらに質問があればどうぞ。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) いろいろ職員さんも忙しいのもわかります。ただ、職務の中で、やはり決めたものはやると、それをやり抜くという部分の心構え、あるいは事務所でできないものについては、横の連携、これだけ課長さんもおられるし、対外的にもアドバイスを求められる人も町にはたくさんいるかと思います。どこが主体となってやるかというところの入り口の部分かと思います。

先ほど中里課長からもお話がありましたが、ラムサール湿地登録ということで、2番目の自然という形で、 我が町にとっては非常に大事な宝の一つであると。2つそれが重なっている単独の町というのは、多分ない であろうと思います。これだけやれば町が活性化するかどうかというのは別問題ですけれども、問題意識を そういったところに捉えていただいて、ぜひ我々議会としても協力できる部分についてはご協力をさせてい ただくという当然前提でございますけれども、そういう仕組み、システムをやはりつくっていかないと、せ っかく経費を投入したものが無駄になってしまうと。ぜひならないような仕組みをつくっていただきたい、 構築していただきたいということで、最後お願いになりますけれども、ぜひそういう取り組みを行っていた だきたいと思います。

以上でございます。

○議長(野中嘉之君) 要望ですからね。

ほかに。

黒野一郎君。

○7番(黒野一郎君) 7番、黒野です。

何点かお聞きしたいと思いますけれども、まず17ページあけていただきまして、農地費の関係ですけれど も、直売所ですけれども、この前も議員協議会の後の季楽里(きらり)の運営委員会というのですか、開い たかと思いますけれども、それを含めながらの内容がわかればお願いしたいと思います。

それから、20ページあけていただきまして、町の関係の道路整備のどの辺というのか、場所がわかればご 説明いただきたいと思います。

それから、23ページなのですけれども、今、ラムサールとか文化財とかっていろいろ出ておりますけれども、ただラムサールにつきましては何か新聞の報道を見ますと、栃木市とか小山、加須、板倉等々含めてばらばらというのか、何か協議会も厳しいようなそんなような話も聞いておりますけれども、それはそれとしまして、文化財につきまして町内の指定されている2つのうちの1つ、二本木なのですけれども、あそこは去年伐採をかなり厳しくしていただきまして、生かすためかと思いますけれども、こもがかぶっていて、それ以来全然反応がないようですけれども、最近、教育委員会含めて幹部の方が五、六人であそこを視察に来たように見受けましたけれども、生きているのですか、何かその現状がわかれば、枯れてしまったのか、ずっと二本木と言ったら有名ですけれども、あれが切ってしまったために枯れてしまったのか、その辺がはっきりとわかれば、もう半年以上もたっていますので、生きていればどこか芽は出てくると思うのですけれども、その辺をひとつお願いしたいと思います。

それから、24ページ、幾つも質問して申しわけないのですけれども、自然館の総合補償の保険ですけれど も、これは初めて入ったのか、いや、毎年入っているのか、途中でこれは入っているのか、その辺わかれば お願い申し上げます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

まず、農産物直売所の今回の運営事業の関係でございます。黒野議員さんご指摘のとおり、実は先般の議員協議会で、季楽里(きらり)につきまして案件という形ではないのですが、ご質問にお答えするという形でご答弁をさせていただいております。季楽里(きらり)につきましては、議員の皆様のご指導を得ながら、どういう形でやっていこうかというような中で、ご存じのように商工会のほうに、一つは商工会のお手伝いをという中で非常に期待をして進めてきた経過がございます。その結果、またご説明することになると思いますが、基本的には町のほうで引き続き継続してそこを経営していくという内容で、8月30日でございます。管理運営委員会を開きまして、こちらのほうで運営委員様のご同意をいただいてということで、正式にその方向で進むということに相なっております。

これにつきましては、内容をまた細かく議員の皆様にもご説明するということになろうかと思いますが、今回の補正につきましては、その中の1つはリニューアルの中のイベントの経費、それと運営費の補填というようなことでございまして、こちらにつきましては季楽里(きらり)、平成16年からずっと運営をやっておりまして、その中で町のほうにもそのときについた職員の例えば時間外相当、そういうものの還付というような形で、経営が成り立っているときにはいろんな形で町のほうにもそれ相当のものを戻してきたという中でございますが、ご存じのように昨今、ここ2年ばかり収支が赤字というような状況になっておりまして、そちらの経営の補填と、それから当面のやはりこれから7月からの補填というものをあわせまして、今回573万円という形の補正の計上をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

〇議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

「都市建設課長(小野田国雄君) 登壇]

〇都市建設課長(小野田国雄君) 町単独道路整備事業の道路整備の箇所ということだと思いますが、今回、調査設計業務、それから道路工事関係の追加をさせていただいているわけであります。今回の補正につきましては、新たな路線を追加するということではなくて、調査設計業務を既に委託しておりまして、2路線の予算が不足をするということ、それから道路工事につきましても既に発注をしている路線が幾つかありますけれども、その路線に対して事業費が不足をするということから、今回、業務委託、それから工事費関係、合わせまして310万円を追加をするものであります。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 2点ほどありました。

まず、1点目の二本木の状態なのですが、現在、手術をするときに大分枯れている枝等がありまして、それを切って、薬を投入して、何とか回復をということで行ってきたわけですが、先日、見た限りにおきましては、非常に難しい状況になっているのかなと思っております。専門家の方にもう一度見てもらって、その判断を仰ぎたいとは思いますが、現在の状況からしますと、新しい芽は出ていませんので、ちょっと難しいかなと思っております。

それと、2点目のわたらせ自然館の総合補償の保険の関係ですが、これまで自然館では総合補償の保険入っておりませんでした。単独事業で保険等に入っていたわけですが、全体を含めてほかの公民館と同じように総合補償保険に加入をしたいということで、今回補正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 黒野一郎君。

〇7番(黒野一郎君) それで、今、山口課長が話をしたリニューアル関係、県内含めてですか、何か整備するのでしょう、幾らか。それを含めて全部で500万幾らですけれども、これで間に合うのですか。

それから、先ほど話があった、単独の整備、どこですか。それは決まっているのでしょうけれども、どこなのかお聞きしたのですけれども、場所が。

それから、もう一点、簡単に何か今、話をしましたけれども、二本木の話ですけれども、ばっさり切ってしまってから、では今度は見に行ったら厳しいですねではなく、できれば町指定の場所ですから、時々やはり見ていただいて、小まめにどうなっているかとか、そういう調査もしないで半年以上もたってから見に行って、これは枯れてしまったのかなとか、厳しいかなというのではなく、できれば早目に、木の先生がいらっしゃるわけでしょうから、それを含めて何らかの形で生かせる方向というのですか、それが今まであってもよかったかなと思いますけれども、切ってしまったのなら、あそこはきれいにしてしまったほうがいいですよ、実際のところは。見に来ている人も、写真撮りに来ている人もいるわけですから、その辺、もし今後早目に何とかしていただけるのだったら、早目な対応のいいドクターに来ていただいてお願いしたいと思いますけれども、あんなに切ってしまって、枯れましたという、厳しいですよというのではちょっといかがなものかと思いますけれども、その辺の木なら構わないのですけれども、教育委員会が指定されている、2つしかない、その1カ所ですから、江戸時代前からあった本当に有名な木ですので、その辺、できるだけひと

つぜひ立派なドクターを派遣いただいて、何とか生かせるのだったらお願いしたいと思いますけれども、そ の辺再度の答弁をお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、ご答弁させていただきたいと思います。

季楽里(きらり)のリニューアルにつきましては、ここのところ低迷していたものの、ひとつここをきっかけにできる限り右肩下がりを上げて、少なくとも横ばい、それよりも上がっていくというような方向でPRをしたいという内容でございまして、ただこれにつきましては、やはりむさばんにお金をかけて、例えば建物をまるっきり塗り替えるとか、増築するとかというようなことは非常に難しいという部分がございまして、しかしながらリニューアルという形で皆様方にこういうふうにちょっと変わったのだなという形を知っていただくというようなことを考えますと、今回、補正で上げさせていただいたのは、1つはイベントの経費ということで、これは周知の関係だとか、そのイベントの内容の部分ということでございます。そのほか季楽里(きらり)のほうの、例えば直売のほうのレイアウトをちょっと変えてみるとか、それから看板を整備する。あとは、食堂のほうの、1つは玄関が非常に正面から見づらいということがありますので、あそこを通る方に、あそこでもう店をやっているのだ、あいているのだということがわかるような形で修繕、それとか周辺のトイレの周りをもうちょっときれいにしようとか、さまざまなものがございまして、こちらにつきましてはとにかく早いうちに、9月30日がリニューアルということでありますので、こちらを取り決めをさせていただいて、動かなければいけないということがございましたので、これは充用というような形で今回対応をさせていただいております。そちらにつきましては、金額は257万円という形で充用をさせていただいております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

○都市建設課長(小野田国雄君) 道路改良工事の場所でありますけれども、今回、町道の6146号線ということで、板倉─籾谷─館林線からタイガーカワシマに入っていく道路のかさ上げであります。当初オーバーレイということで予定をしていたわけでありますけれども、オーバーレイでは高さがかなり上げないと冠水対策にならないということから、オーバーレイではなくて、一部道路改良からやるということでの計画の見直しということから今回追加補正ということでさせていただくものであります。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

〇教育委員会事務局長(根岸一仁君) 二本木の関係につきましては、手術を行う際にも樹木医に十分相談 して行ったわけですが、残念ながら芽が出なかったという状況になっております。今後につきましては、樹 木医ともう一度相談しながら、どうするか対応を考えていきたいと思います。

○議長(野中嘉之君) よろしいですか。

ほかに。

延山宗一君。

○4番(延山宗一君) 4番、延山です。

昨年、東日本の大震災がありまして1年半がたつわけなのですけれども、この中で91万9,000円の追加ということがされています。当然瓦の委託をし、処理されていると思うのですけれども、そのほうの進捗状況といいますか、どの程度まだ残っているのかということがまず1点です。

それと、農地・水・保全の関係です。これ平成24年から新たに衣がえをしながらスタートするということでございます。5年間の中身で検討されていくとは思うのですけれども、431万2,000円やはりいつも追加が出ているということです。これにつきましては、以前から5団体ですか、7団体ですか、既にこの承認を得まして事業が進んでいるわけなのですけれども、新たな許可を申請をされて取り組んでいるのか、また内容についてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど黒野議員さんが質問された件なのですけれども、タイガーカワシマへ行く道路です。かさ上げをするということで、非常に真ん中辺、あそこが若干高くなっている。その南と北が下がっているということで、恐らくその位置をかさ上げするのかなと思うのですけれども、当然かさ上げをしますと、その上流部、水がかなりたまるということで、圃場に被害が出るのかなと思うのですけれども、それに対策はどのようにとられているのかということなのですけれども、お願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

○環境水道課長(鈴木 渡君) 瓦れきの関係でございますけれども、約1年以上たちまして、現在も一度も搬出はしておりません。というのは、なかなかそういう処理業者がなくて、それは選定していまして、ようやく業者が見つかったと。量なのですけれども、量につきましては現在の資源化センターの建家の北側にずっと並べてあるのですが、大方ほとんどの方が瓦を出されたということで、今回の9月号に広報紙で載せまして、町民から最終の瓦を搬入していただいて、それを一緒に処分をしたいということで補正を上げたというようなことです。具体的に言いますと、約150トン予定しております。それには、積み込み代と、それと運搬賃、それと処分と消費税ということで、この金額の91万9,000円というような予定をしております。以上でございます。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、続きまして農地・水・保全管理支払交付金実施事業についてご 説明させていただきたいと思います。

こちら延山議員さんおっしゃるとおり、今まで5年間、平成19年から23年までの間、農地・水・環境向上対策事業という形で行ってきた事業の新たな形のものでございます。こちらにつきましては、当初の段階では今回減額をしておりますが、事業の内容がやはりはっきりしていなかったという部分がございまして、基本的には計上額はちょっと抑えて計上させていただいておりました。その後、事業の内容が具体的になってきましたので、まずは継続をしていた6地区ございまして、こちらの地区にお話をさせていただきました。やはりこれを新たに始めるという形ではなく、以前の農地・水・環境保全向上対策事業を行った後で、それがスムーズに移行する。要するに5年間終わって、次の5年間というようなイメージがこれは強うございまして、町のほう等につきましても6つの地区にお話をしたということでございます。

その結果、今回そのうちの5地区でございます。以前、西岡新田がありましたが、そちらは継続は断念をしたという形でありますので、中新田と、それから板倉西地区と東地区、それから大荷場地区、それと下五箇南部と、この5つの地区を今回対象という形で計上させていただいております。合計しますと、対象地が451ヘクタールございまして、こちら田んぼと畑で前回の事業と同じように金額が変わるのでありますけれども、田んぼにつきましては10アール当たり3,300円、以前が4,400円と来ていましたので、これやはりちょっと減額になっております、3,300円。それと、畑につきましては10アール当たり2,100円という形で、これの2分の1が国の補助です。県が4分の1ということで、町が残りの4分の1を補助するという形で今回計上をいたしております。今のところ予定で5年間で事業費的にはこの5地区で1,700万円ぐらいの額になろうかというふうに思っておりますが、これで新たにまた5年間という形で開始になるということでございます。

以上です。

○議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

「都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

それで、大雨のときの排水の対策ということなのですが、台風あるいは大雨、集中豪雨のときにつきましては、どうしても幹線排水路あるいは板倉川の水位が上がりまして、樋管排水しないと水位が下がらないという状況で、なかなか冠水が改善されないわけであります。今回の冠水対策ですが、全体の排水関係を特に検討しなければならないのですが、その中で特に今回につきましては、この上流の中にハウスが何棟かありますので、ハウスの地盤等を基準に冠水の高さを決めて整備をしていきたいということで、対策としますと全体の水位が下がらないと排水できないので、その中でかさ上げをするのです。特にハウス部分が心配されますので、ハウス部分の高さを基準にした冠水対策、そういうことで進めていきたいと考えております。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 今、小野田課長の答弁なのですが、例えばよく今村議員などからも冠水する道路は全て早急に直せみたいなご質問も過去あったわけですが、上げることによってどこに影響が出るかというのも非常に重要な場所もありますしというとで、今回、特にタイガーカワシマさんについては誘致できるかどうかという問題とさらに絡んでまいりまして、当然上がった分だけ、今まで一定の雨量になれば、そこはのっていたわけですから、上げた分だけ水位が、あるいは冠水時間が長くなるだろうと。それに対して、対応策については主要幹線堀の操作、事前にもう少し回すとか、いわゆる流入する主要幹線を基本的には操作を

することと、あとはそういったものが適正にできなかった場合で、例えばハウス等に特に甚大な被害を与えるような問題にも、だから十分調査をせよというようなことを含めて、ですからもしかするとかさ上げてみて、稲が今までよりも例えば1時間なり2時間なり長くなる可能性もあるかもしれません。

ただ、それについては、そういった上げた後の一番最初のそういう雨の降りぐあいを見てみないと、全部が万全というわけにもいきませんし、対策も打ちようもないということで、出発の時点での対応はハウスの地盤の高さと上げた地盤の高さを、関係想定される一番低いハウスと、上げる地盤の高さをそれ以下にせよ。なおかつ、冠水がしないのかどうかと、道路そのものに。ということの厳しい、難しい調整をさせた結果での形でございますので、100%ではないと思っております。だから不測の状況が起こったときには、それに対して一つ一つ対応する以外にないと。あらかじめ予測をして、あっちの道、こっちの道、あるいは稲が今までが半日冠水していたものが、とろけるまで1週間も10日もということは想定をしておりませんので、可能性とすると幾分か長くなる可能性もあるかなというのは思っていますが、場所によってはもっとあそこよりも長く湛水をしていて、稲も元気に復活しているのは毎年の例で見ておりますので、そこら辺の問題と、あと苦情がどう出てくるか、万が一そういった被害というか、新たな変化が出たときに、それに対してどういう対応がとれるかというのは、今のところ課長が話した内容ということで、事前としては精いっぱいの対応をしているつもりであります。

あとは、事後を見て、いじった後、どこにどういう思わない影響が出てくるかと。想定されるのは、今までよりもしかすると上がった分だけ、いわゆる湛水をする水深が深くなるという可能性はあるかと思っておりますが、それについては幹線堀とかそういった主要幹線の調整以外にないというふうに今のところ考えております。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

瓦の処理の関係なのですけれども、板倉町では非常に瓦が落ちて、被害がぐしに起きているというふうな結果も出ているわけなのですけれども、それにつきまして今回この予算の中で追加が出ました。今後どのぐらいの収入が残っているのか、またどのぐらいトン数が出る予想があるかということなのですけれども、それについてお願いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) ご承知のように瓦の被害については、町のほうについてもやはり支援をしようという決定をいただいて、各工事について2万円ほど補助しているのですけれども、当初第1次的な調査のときにつきましては、いわゆる住宅の屋根の瓦が被害を受けたというのが243戸ありました。その後、やはり本人から、よく見たらやはりうちの屋根にも被害が出ているよというものが何件かありまして、実質今現在といいますか、つかんでいる数字は261戸の方が被災を受けているという状況です。そんな中、平成23年度末で124名の方が申請をされています。その後、やはりある程度の期間を設けるということも含めまして、再度広報紙等で周知を図っているのですけれども、その後の申請の伸びといいますか、表現は適切ではあり

ませんけれども、多くの方がまだ何らかの事情で申請していない、あるいは申請しないという気持ちでいらっしゃるのかわかりませんけれども、今現在131人の方が申請をして、既に手続を終わっているという状況です。したがいまして、まだ130件ほど申請する、あるいは申請する気持ちがないのか具体的には捉え切れませんけれども、それらについて今の予定ですと10月ごろの広報で、もう一度こういうものがありますからと、ぜひ活用してくださいという周知を図っていきたいということで進ませてもらっています。既に平成24年度につきましてもそういう形で周知を行っていますけれども、現実的にはまだ半分ぐらいの方が申請は終わっていないという状況です。よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 今言った総被害、町で261件とか申し上げましたが、その中で現状が、先ほど課長が申したとおりだと思うのですが、ご承知のように見舞金の支給免責が、被害が20万円以下の場合にはお見舞金も支給しないというのが邑楽館林の首長で基本的にありますので、もしかすると大きな屋根ぐし等の対処をするものは、そこそこの数字まで行っているのかなという感じもしますが、それも補足をさせていただきます。

- 〇議長(野中嘉之君) よろしいですか。
- ○4番(延山宗一君) はい。
- ○議長(野中嘉之君) ほかに。

今村好市君。

○1番(今村好市君) 1番、今村です。

まず最初に、12ページ、町有財産の不動産鑑定委託料、これはどういう目的で鑑定委託料を出すのかお聞きをしたいと思います。

次に、県営の五箇谷土地改良事業の圃場整備事業、調査設計額負担金の追加が出ておりますが、現在の五 箇谷土地改良圃場整備事業の進捗状況、具体的には同意率、または現在の同意率において圃場整備事業の認 可申請が可能なのかどうか、可能であればいつごろ県営の圃場整備事業として認可を申請をするのか、その 辺のスケジュールがわかりましたらお願いいたします。

それから、先ほどが説明がありました次の18ページです。小規模土地改良事業、これについては農政予算の主要事業だと私どもは認識をし、当初予算を議決しております。ここに来て組み替え、組み替えだからいいと思うのですが、なぜ当初予算の時期には国庫補助対象事業として検討をされなかったのか、小規模土地改良事業、県単の事業として申請をして、国庫事業については検討をされなかったのか、やはりこの辺については予算執行上重要事項の変更だと私は認識をいたしますので、この辺については事前に細部の説明があっていいのではないかと理解をしておりますので、その辺、今後についてはよろしくお願いいたします。

それと、国庫事業については、小規模の事業が1,770万円、国庫については1,000万円ちょっとということで約700万円ほどの事業費に差が出ておりますが、これについては事業を縮小するのか、もしくは国庫の対象事業に外れるので、その残った部分については町単でやるのかどうか、この辺の事業費の変動について説明をお願いいたします。

それと、前に3月の予算審議のときに、農道の陳情案件については原則やらない。小規模土地改良事業に

移行するという説明がございました。それについては、来年度もその考え方に変わりないかどうか。なぜかといいますと、小規模陳情案件については今三十数件が積み残しになっていると思いますが、その中で小規模土地改良事業に採択基準に合っているものについては、それはいいと思うのですが、私が考える範囲内においては、恐らく小規模土地改良事業の採択基準に合うのはその中の1割か、せいぜい1割5分ぐらいかな。残りについては全くやらないのかどうか、その辺についてお願いしたいなと思います。

続きまして、文化的景観の水塚の修復工事の関係でございます。これについては70の構成要素の中で、私の判断の中では、いわゆる個人所有のものが水塚が5件、石仏が2件もしくは3件かなと。あとは、みんな公共的な所有管理でございます。個人所有の部分について、文化的景観の計画書においては、石仏は修繕する必要がほとんどないと思いますが、当然水塚等については修復をやると、検討し、きちんとやっていくという計画書の内容になっております。今回出てきているものについては、特にこの間の災害によって屋根が崩れてきておりますので、非常に緊急性を要すると判断いたします。

そういうことで、国もいわゆる50%、県も15%、30万円限度額だと思いますが、これは国、県も一つの補助基準を設けて補助をするというルールになっておりますので、その辺、町においても、国の補助基準に合ったから国、県が補助するということでありますので、国、県の補助基準について説明をお願いしたいと思います。

利活用については、やはり必要だと思いますので、緊急性のあるものについては修繕をしないと、やはり二、三年放っておけば木造の建物でありますので、当然費用が倍々かさんできてしまいますので、修繕は修繕でやはり国、県と連携をしながらしっかりやっていく、並行して利活用も進めていくというのが現状の板倉町の状況かなと思いますので、その点お願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、まず第1点目のご質問にお答えをいたします。

今回の不動産鑑定委託料の32万円の追加につきましては、具体的には商工会館の用地にかかっている部分ですが、これが一部、隣の田口さんのお宅に貸し付けをしております。これは商工会館の南側の田口さんのお宅との境界部分です。それと、今度は反対側で、商工会館の裏側の部分、大分段差があって低くなっているところなのですが、そこの部分にも貸し付けをしている土地がございます。これは多分商工会館を町が用地を取得した当時、既にもうそういう形で町が買い取る前の地主との間でも、多分そういう貸し借りが発生していたのだろうと私は認識していますが、その部分について過般、譲っていただきたいという要望が出てまいりました。仮にそこを売り払いをするとしても、何ら現在の商工会館用地に影響はないというような判断をしておりまして、それに係る不動産の鑑定の委託料ということで今回計上をさせていただいています。

具体的には、まだ測量関係はこれからになりますが、何か先方は住宅の建て替えを考えているようでして、 それまでに決まりをつけたいということで、当初の話では10月いっぱいぐらいまでで何とか決まりをつけて いただければということであったものですから、今回補正で計上させていただいたということであります。 以上です。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) それでは、私の担当のほうでございますが、まず県営五箇谷地区の圃場整備事業の調査計画の負担金という形でございます。こちらにつきましては、五箇谷地区につきましては県営で整備をするという形で、地元の方々にも説明を重ねておりまして、実はこの事業、県営の事業でございまして、2分の1が県、町が2分の1ということで、総額は313万4,000円今回かかるものでございますが、その2分の1を計上させていただいております。

この調査につきましては、土地改良事業県営で始めた基本設計を整えていくということでありますので、目指すところはもう始まるということでご理解していただいて結構かと思います。現在の同意状況でございますが、この基本設計を受けるために、土地の立ち入りとか関係がございますので、そういう意味での同意を一度取りまとめをしております。その数字が88%だったと記憶しております。ただ、実際にこれから事業を進める上では同意率を上げていただきまして、最終的には100%の同意をいただかなければなりませんので、そこを目指すということでありますが、事業自体を進めていく上では必ずしも100%でなければ進められないということではありませんので、基本的には総会のときには3分の2以上という形でスタートが切っていけると思っておりますけれども、これは90%台にとにかく上げていっていただくように、これから地元のほうとも協調して推進をしたいと考えております。具体的な事業の開始予定ですが、現在の段階では平成26年度に着手。来年、再来年になりますか、平成26年度に着手という予定で進めております。

次に、小規模土地改良事業の関係でございますが、こちらにつきましては今回、農業体質強化基盤整備促進事業という形になりましたのは、これは一昨年、戦略作物緊急対策整備事業という、国のほうの突然の事業がございまして、こちらは除川の頭沼用水の上流という形で今実施しておるのですけれども、それが名前が実は今年度変わりまして、やはり急に起こった事業でございまして、内容につきましては戦略作物と同じ国が50%、県が25%、地元が25%という事業でございます。小規模につきましては、道路の関係は3分の1という助成でございまして、33%の補助率と。それに比べますと75%の補助率ということになりますので、これは非常に有利だということでこちらに振り替えという形をとらさせていただいております。

小規模につきましては、事業費、県の中ではとっておりますので、今回、これは水がたまって非常に懸案であったという場所でありますけれども、福祉センターの東側、小保路水路に沿った部分が、以前団体営で海老瀬西地区という形でずっと南の集落のほうから拡幅舗装してきたものが、一部100メートルばかり未実施の部分がありました。ここに今、水がたまるという緊急性の部分も考えまして、今回小規模のほうで対応ということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

[「事業費の差額」と言う人あり]

○産業振興課長(山口秀雄君) 事業費の差額でございますが、体質強化につきましては実は2カ年という形で考えておりまして、今年度がこちらにありますように用地買収と、それから物件補償と設計という形、これは現場を全部設計してやるという形のものでございまして、来年、25年に今度は整備工事という形になります。こちらがおおよそ今のところ、800万円から1,000万円ぐらいかかるということでありますので、総額的には同じような数字になってくるかということでございます。

以上でございます。

[「繰り越しではなくて、2カ年……」と言う人あり]

- **○産業振興課長(山口秀雄君)** これは2年にわたってという形になっておりますので。
- ○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 今村議員の文化的景観の関係ですけれども、国と県の補助の内容ということなのですけれども、国におきましては総事業費の50%、また県におきましては、その総事業費の15%補助するという形になっております。町の考え方といたしましては、総事業費から国、県の補助金を除いた金額をそれぞれで負担をしていこうということで考えております。今回、個人所有が5件ということですが、先ほども申し上げましたように、その保存につきまして5人の方と協定書を結びまして、今後の保存について計画的に行っていきたいと考えております。今回、年度途中でありますが、1件行いまして、来年度以降、次のお宅の関係を順にできればということで今後のことは考えていきたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) もう一点、陳情の関係でございます。小規模の土地改良事業、県営の事業でございまして、補助金があるということで、それなりの効果等がやはり必要になるということで、なかなか全て陳情案件に対応できるということができない状況ということでありまして、こちらは都市建設のほうと相談をいたしておりますが、基本的には農政関係では小規模を形としてやっていくという考えでございます。ただし、もちろん小規模の事業につきましては、県のほうとよく調整をして、こういう案件については果たして対象になるかというような形で、逐一実は相談をしながら、今後それで小規模として対応していける部分については、できる限りそちらで対応していきたいという考えでございます。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○1番(今村好市君) 不動産鑑定につきましては、当然宅地としての利用をされていると思いますので、 その辺はきちんと公平に鑑定をしていただいて、いわゆる公共用地の売却になると思いますので、よろしく お願いしたいと思います。

それと、土地改良事業については、同意率上げるのは当然だと思うのですが、長い間かかってきておりますので、なるべくある程度の時期にスタートして、並行して進めていかないと、同意した人ももういいのではないかという話も出てきてしまいますので、その辺時期を見てしっかり進めるような、私も地元として努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、事業を国事業に振り替えるというのは、これは町にとってはメリットがあることですので、当然職員の努力として評価できると思いますが、農政の国の施策については、なかなか具体的に町の予算の時期にこういう事業がありますよとは出てこないのが現状でありますので、今回については当初予算のときにはそういう事業が国としてなかったと。途中から出てきたので、それに振り替えたと、こういう理解でよろしいですね。その辺については理解をしております。いずれにしても、重要施策の変更については、議会も予算を議決している責任がございますので、そういう部分については事前にある程度説明をし、町民に場合によっては説明しなくてはならないということもありますので、どうぞ今後についてはよろしくお願いしたいと思います。

それと、農道の陳情案件については、原則小規模土地改良事業、理解はできますけれども、全部はすくえないと私は思います。農道として議会に、もしくは執行側に陳情が出てきているのが三十数件ありますので、ではその処理をどうするのかと、議会は今後農道として陳情が上がってきたものについては、小規模土地改良事業に採択できるかできないか検討した上で採決をするのかどうか、その辺もありますし、もう現実に陳情を採択したものについては、議会側としても責任がありますので、その陳情者に対してどういう説明をしていかなくてはならないのか、考え方が変わりましたよと、町の方針が財政的な部分も含めてこういう方針になりましたよというのは、やはりこれはきちんと説明せざるを得ないのかなと。

それと、先ほど課長が言ったように、農道も町道ですので、町道として今後取り扱っていくのかどうか、その辺もやはりきちんと町として方針を出して整理をしていかないと、今後議会に対して陳情が出てきたものに対しての処理の仕方についても大きな変化が出てきますので、その辺町の方針をある程度出しておかないと困るのではないかと。陳情は、これは住民の権利でありますので、陳情をしないでくれとかそういう話にはなりませんので、出てきたものをどう処理をするか、どう対応するかというのがやはり行政の役割だと私は思いますので、その辺は明確に、すぐと言わずに、きちんと来年度予算までには明確にしておいていただきたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○議長(野中嘉之君) ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 (午後 0時04分)

再 開 (午後 1時00分)

〇議長(野中嘉之君) 再開します。

ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番(秋山豊子さん) 10番、秋山です。

13ページの徴税徴収管理業務の中の過誤納還付金、これはどういうときに発生するのかということで、本予算でとってあったのですけれども、追加しなければならなくなったのか、またこれがどのぐらい、何口ぐらいあったのかということでお聞きしたいと思います。

それと、先ほど皆さんからの農産物の直売のことで、町のほうのリニューアルしたりというそれはわかるのですが、今度は生産者の方に対しての指導というのですか、やはりこれから新しくリニューアルしてやろうというときは、町と、それから生産者の方の心が一つになって、何とか頑張ってやっていこうというそういう盛り上がりも大事ではないかなと思いますので、その辺のお話し合いなどはしているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

「戸籍税務課長(長谷川健一君) 登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) 秋山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

過誤納の還付につきましては、当初予算とらせていただいて、その後の状況によって還付が少なければ決算で不用額という形で、足らなければ補正という形なのですが、今回補正をお願いした関係は、主なものは

申告をされて、その後に更正と修正というのですか、その中を分析しますと、医療費控除の追加とか、それに係りまして町民税の変更等が出まして還付につながるという、内容的に修正、更正についてはその部分がほとんどでございます。あるいは、配偶者控除とか扶養控除の関係に係る更正というのですか、それで還付が出るケースという形です。

それと、あとは報酬に係る、今年については償却資産に係る過年度の修正申告に係る還付等々、そういう部分が内容的には還付の中身です。一応今回補正とらせていただきましたのは、今、修正関係は24件あるのですけれども、そのほかにも、今後その辺がまだ3月まで年度末ありますので、今の経過で出ている中と、その辺を踏まえまして今回の補正額に至ったという状況です。

よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 続きまして、農産物直売所の関係でご説明させていただきます。

リニューアルという形で、今回9月30日ということで今進めておりますが、当然季楽里(きらり)の生産者協議会、今現在170名ほど登録をしておりまして、ただし、実際年間を通して農産物を何らかの形で出していただける方というのは大体100名弱ぐらいということにはなっておるのですが、そちらにつきましても管理運営委員会が8月30日に会議を行いまして、その翌日、8月31日に役員さんに来ていただきまして役員会を開きました。その上で、来週、9月12日になるのですが、臨時総会を開きまして、改めまして全ての協議会の会員さんを1つはもう一度募って、また新たなスタートという形で説明をして、できる限り協力をしていただくということで進めていきたいと思います。

リニューアルが9月30日ですので、板倉につきましては非常に野菜の関係が今ちょうどない時期でありまして、実際この天候にもよりまして、非常に地元の野菜が今少ないということがありますので、今回のリニューアルではやはり一部仕入れという部分もあろうかと思いますが、基本的には新米と、それからキュウリができてきますので、その辺を前面に出しながら、今度は生産者協議会の方々にはできる限り1年間を通してある程度出していただけるような作付形態をとっていただけるように強力な要請をしていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

O10番(秋山豊子さん) そうしますと、今の税務課長の答弁で、私も過誤納というので、窓口業務で町税などが発送されて、そこで納める場合もありますよね。そういうのでもらったり、またはそれを二重でもらってしまったりとか、そういうこともあるのかななんて思ったので、その辺がどうなのだろうと思ってお聞きしたので、ではそういうことではないということなのでしょうかということが1つと、先ほどの農産物のほうも時期的に少ないということで、一部仕入れもあるということでありますけれども、私も二、三人ですけれども、季楽里(きらり)で果物などを買って、家に持ち帰って食べようと思ったときに、やはり中が傷んでいたというのを何人かにお聞きしました。そういったこともありますので、なかなか仕入れのときにセーローつ調べるわけにもいきませんので、そういうこともあるのかもしれませんが、よりそれを少なくする、そういう方向で力を入れていただけたらと思います。

〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

- **〇戸籍税務課長(長谷川健一君)** 秋山議員さんの今の質問ですけれども、還付には幾つかいろんなそういう中身がありまして、中にはやはり二重納付で、それに伴う還付というのも状況的には出てくるケースもあります。ですから、そういう二重納付、あるいはそういう更正に係る部分とか、あるいは法人なんかについても確定納付還付とか還付にもそういう形の幾つかの形態がありますのでということです。よろしくお願いします。
- 〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[產業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 商品が傷んでいたということ、大変申しわけございませんでした。若干ここ最近、仕入れのほうが多くなっていたというのが確かに現状でございまして、というのは、やはり生産者も要するに自分で持っていった商品がなかなか売れ残ったりするということになると、持ってくる意欲も減退してきているというのが現状でありまして、やはり一番はまずあそこにお客さん来ていただいて、持っていったものが完売できるというところを目指したいと思っておるのですが、これが恐らくすぐにイベントを開いたからといって継続してできるかというのは難しい部分もあろうかと思います。ただし、基本的には町内の生産者の出した農産物というものに重点を置いて今後はやっていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(野中嘉之君) よろしいですか。
- ○10番(秋山豊子さん) はい。
- 〇議長(野中嘉之君) ほかに。

青木秀夫君。

- ○9番(青木秀夫君) 22ページお願いします。金額は小さいのですけれども、教育費の中に耳鼻科と眼科診断器借上料というの、中学校のほうで同じような、中身は一緒なのでしょうけれども、リース料と載っているのですけれども、これはどういう目的でリースしているのか、何か学校の理科の授業か何かに使うためにやっているのか、それともまさか保健室に設置してそれを使うとかどういうことなのでしょうか。耳鼻科と眼科だけなのですけれども、これどういうことなのか、その辺のことも。
- 〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) ただいまのご質問ですが、小中学校では年に決まったときに子供たちの健康診断を行っております。昨年度まで板倉町におきましては、耳と鼻、耳鼻咽喉の検査を行っておりませんでした。平成24年度、今年度からその検査を取り入れるということで、新年度予算に盛り込みました。ご存じかもしれませんが、耳と鼻をやるときは特別な器具、耳に鏡みたいなものを入れてのぞいたり、鼻の中にやはりそういう器具を入れて中を見たり、あと舌です。バターナイフをちょっとつぶしたようなそういう器具でべろを押さえてやるのですが、それは1人1器、1人1個を使わなくてはいけないものですから、それのレンタル料なのです。当初予算で上げたときはレンタルということで、レンタル料だけしか上げなかったわけなのですが、再度確かめましたら、その器具を滅菌する費用がかかります。それが今回足らないと

いうことで補正をさせていただくという内容になっております。

検査自体も小学生は全学年ではなくて、新入学児童と、あとは偶数年、2年、4年、6年、それと中学校は1年生は全員と2年、3年生は希望者ということで、今回、今年度新たに新しく計上させてもらった内容です。

青木秀夫君。

〇9番(青木秀夫君) そうすると、これは学校で集団健診するときに、耳鼻科とか眼科の医師がやるのでしょう。そのとき、その医師は手ぶらで来て、学校に備わっている器具を使って健診して、使い捨てだか何だか、捨てていくというか、その器具なのかい。

[「そうです」と言う人あり]

〇9番(青木秀夫君) リース料と書いてあるから、滅菌する機械とかというのは、それはリースか何か知らないですけれども、消耗品なのでしょう。

[「違います」と言う人あり]

- **〇9番(青木秀夫君)** 消耗品とも違うのだ。それを1回使うと、後日滅菌して使って、また来年も使うとか、後で使うとかって、そういうことだから、それは借りて置いておくわけだ、学校に。
- ○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

〇教育委員会事務局長(根岸一仁君) 確かに器具はありまして、使い捨てではありません。毎年使うのですが、学校ではそれを保管するだけの器具もないのです。管理ができません。ということで、業者がそれを1年間保存しておくものを学校に貸すという形なのです。

「「使うとき」と言う人あり

- **〇教育委員会事務局長(根岸一仁君)** はい。使うときに滅菌をするから、そのお金もいただきますよということです。
- ○議長(野中嘉之君) よろしいですか。
- ○9番(青木秀夫君) はい。
- 〇議長(野中嘉之君) ほかに。

市川初江さん。

- **○8番(市川初江さん)** 12ページなのですけれども、大したことの質問ではないのですけれども、企画費ということで東洋大学の連携事業の中で、説明の中では東洋大が125周年記念事業ということで5万円の追加予算がとられているわけですけれども、どんなことをやるのかわかっていたらちょっと教えていただけたらと思います。
- 〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

〇企画財政課長(中里重義君) お答えをいたします。

この5万円の追加予算につきましては、今の予定ですと12月15日に板倉キャンパスを卒業したもとの学生 にいわゆる大同窓会というのです。大学はホームカミングデーというような言い方していますが、それで国 際地域学部が今は東京へ移ってしまっていますが、開学当初は国際地域学部と生命科学部、2学部がありま して、それぞれの卒業生に案内を発送するということで、その大同窓会の催しの中で抽せん会をやるという 計画です。そのほかにもいろいろアトラクションを大学では検討しているようですが、アトラクションの一 つとして抽せん会をやると。その抽せん会の商品について、町にも協力をしていただければというような要 請がありましたので、今回5万円を追加で計上させていただくという内容であります。

それと、日にちをはっきり覚えていないのですが、10月に、みんなで手をつなぐという、名称が何と言ったかな、済みません。そういう催しもやるということでありまして、これは具体的な企画内容はまだ詰まっていませんので、10月号の広報紙に記事掲載間に合うように大学内でその内容が詰まったら連絡をいただくことになっていますが、それも今回の125周年の事業として企画をしているということです。そちらについては、特に町の費用の負担とか具体的な費用的な支援は必要ないと。ただ、ギネスに登録できるぐらいの人数を集めて、手をつなぐというのですか、そういったことを考えているということでありますので、町民の皆様にも極力参加をしていただければというようなことでの話は来ています。多分大学が言うには、今月の15日までにはあらかたの内容が決定できるかなと。広報紙も20日過ぎが最終の締め切り来ますので、それに間に合うようには広報の記事原文なりをいただきたいということで大学には伝えてありますので、もう少しするとそちらはっきりするかと思います。今回、板倉のキャンパスでの125周年の事業とすると、その2つが予定されている状況です。

以上です。

○議長(野中嘉之君) よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。 これより議案第36号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

「举手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議長(野中嘉之君) 日程第9、議案第37号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 引き続きお世話になります。議案第37号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会

計補正予算(第1号)についてということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,621万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に2万7,000円を追加するものでございますし、同じく歳出につきましても 総務費に2万7,000円を追加するものでございます。

細部については、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) それでは、議案第37号 平成24年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出それぞれに2万7,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3,621万9,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので省略させていただき、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、歳出補正の財源としまして2万7,000円を事務費繰入金として一般会計より受け入れ、1,951万1,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出ですが、1款2項1目徴収費に2万7,000円を追加し275万6,000円とするものでございまして、電算システムの一部を改修する必要が生じたための補正をするものでございます。以上で説明を終了しますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「挙手全員〕

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号 平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

〇議長(野中嘉之君) 日程第10、議案第38号 平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)に

ついてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第38号でございます。平成24年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号) についてということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,141万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,858万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料に1,471万円、国庫支出金に27万5,000円、支払基金交付金に137万4,000円、 県支出金に13万8,000円、繰越金に1,949万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金から1,457万2,000円を減額を するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費に110万1,000円、基金積立金に1,566万2,000円、諸支出金に465万4,000円 をそれぞれ追加するものでございます。

同じく細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) それでは、引き続きまして議案第38号でございますが、平成24年度板倉町 介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして説明を申し上げます。

今般の補正につきましては、歳入歳出それぞれに2,141万7,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ11億3,858万3,000円とするものでございます。

やはり2ページから5ページにつきましては町長の説明のとおりでありますので省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目保険料1,471万円の追加でございますが、保険料改定に伴います平成24年度保 険料賦課調定によるものでございます。

次に、3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金22万円につきましては、歳出補正の高額医療合算介護サービス費110万1,000円の20%分でございます。

次の3款2項国庫補助金、調整交付金5万5,000円の追加につきましても、高額医療合算介護サービス費の5%分でございます。

次のページの4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分31万9,000円の追加につきましても、高額医療合算介護サービス費の29%分の計上でございます。過年度分につきましては、平成23年度精算によります追加交付分を受け入れるものでございます。

次に、県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金でございますが、13万8,000円ですが、やはりこれも高額医療費合算介護サービス費の12.5%分でございます。

次の繰入金、1項一般会計繰入金の13万8,000円につきましても、やはり高額医療合算介護サービス費の12.5%分を計上するものであります。

次のページをお願いいたします。7款2項1目介護保険基金繰入金でございますが、保険料の増額補正に

伴います減額でございます。保険料追加分と同額を減額しております。1,471万円の減額でございます。 次の8款1項1目繰越金の関係ですが、前年度繰越金1,949万2,000円を受け入れるものでございます。 次に、9ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款5項1目高額医療合算介護サービス費110万 1,000円の追加でございますけれども、今後の給付見込み額の推計による増額によるものでございます。 次の4款1項1目基金積立金につきましては、前年度繰越金を財源とした追加でございます。 次の10ページをお願いしたいと思います。7款1項2目償還金465万4,000円の追加でございますけれども、 前年度精算によります国庫負担金、国庫補助金及び支払基金交付金の返還を追加するものでございます。 以上で説明を終了しますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。 青木秀夫君。
- **〇9番(青木秀夫君)** 9ページ見てください。歳入のときにも同じ言葉が何度も出ているのですけれども、この9ページの一番左の上のほうに高額医療合算介護サービス費ということなのですけれども、これはどういうことを指しているのか、何か具体的に説明いただければと思うのですけれども。
- ○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 青木議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

具体的にというお話なのですけれども、金額的なものを今日資料として用意しておりませんので、概要について説明申し上げます。この高額医療合算介護サービス費というのは、今現在、医療費は医療費で高額医療というのがございます。介護保険は介護保険で高額医療費ございます。それを年間、具体的に言いますと8月から翌年の7月までの医療費と介護の全体を世帯ごとに合計しまして、それが一定額を超えた場合に、高額医療合算介護サービスと該当します。これに該当しますと、その1年間のトータルした医療費と介護保険料の一部負担金、それをある一定限度額を超えた部分を医療費の保険者と介護保険の保険者が、その金額により案分をしまして支出をするというものでございまして、今回110万1,000円の不足が今後生じるというようなことで、今回の補正をさせていただくということになります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) そうしますと、高額医療というのは自己負担が月8万円以上の人を高額医療というのですか。それを1年間足したものと、1年間ずっとかかっていない人もいるでしょうけれども、例えば介護なんかだと大体1年間通じて設計をされると思うのです。介護保険で自己負担した金額と、高額医療で自己負担した金額の合算したものが一定の金額以上を超えると、その分には介護保険と医療保険と両方が協議して、一定の割合で戻るというのですか、そういうことなのですか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 議員さんのおっしゃるとおりでございまして、1年間のある一定限度額を超えた場合に介護保険と医療保険のほうで超えた部分を負担をする、給付するというのがこの高額合算介護の給付費の目的であります。金額的には大変申しわけないのですが、一般所得者であるとか、あとは非課税

世帯であるとか、その世帯の状況によって限度額は違ってきますので、なかなかここではお答えできないのですけれども、考え方的にはそういった考え方でよろしいかと思います。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) そうすると、今までのケースですと、何口というか、何人分ぐらいが適用されているのか。金額にすると幾らでもないですよね。補正を入れて300万円ぐらいが見込まれているわけですけれども、過去にこういう高額、何だかややこしいのだね。高額医療介護サービス費というからややこしいので、高額介護費として適用されて、個人で負担した分の一定の額を超えたものが戻ってくるということなのでしょうけれども、それを受けた人というのはどのぐらいいるのか、金額どのぐらいあったのか。
- 〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 申しわけございません。件数については、今資料がございませんので、後ほど答弁させていただきますが、額につきましては、平成24年度で申し上げますと、当初190万円を見込んでおりました。それが7月末現在で23万1,324円しか残額がございません。つまり166万8,676円の支出済みということになりますので、今後、まだ来年3月までの給付分になりますので、それを推計しまして110万1,000円の補正をさせていただいたということになります。件数については後ほど、平成24年度分だけでよろしいでしょうか。

[「いいです。年間……」と言う人あり]

○健康介護課長(小嶋 栄君) ですから、年間ですと、昨年の8月から今年の7月までの分を1年間をトータルをした金額が、ある一定金額を超えた場合に支給になるというようなところでございますので、昨年の8月から7月分までがこれから支出になるということです。それとまた、一昨年の分もまだ未支給、未申請の方も大変いらっしゃいますので、そういった方にどんどん情報を提供して、申請を受け付けて、その都度支払っているというような状況でもございます。

[「医療費なんか毎月高額医療というのは申請するんじゃないの」と言う 人あり]

○健康介護課長(小嶋 栄君) 介護保険に限らず医療費につきましても、高額医療というのは毎月、1カ 月単位ですから、高額医療は。

[「1年間……」と言う人あり]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 介護保険につきましても高額介護保険サービスはございますので、介護保険も1カ月を単位とした高額給付費もございます。これは1年間を通して医療と介護を合わせた金額が一定金額を超えた場合に支給になるということで、その世帯ではそれ相当の医療と介護で自己負担をしているというような家庭が多くなっております。
- ○議長(野中嘉之君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について

〇議長(野中嘉之君) 日程第11、議案第39号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 議案第39号であります。平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)についてということであります。

補正予算の内容でございますが、収益的収入及び支出につきましては、第1項営業費用、既決予定額3億672万5,000円へ120万6,000円を追加し、第2項営業外費用、既決予定額2,558万8,000円から126万3,000円を減額して補正をするものでございます。

資本的収入につきましては、第5項出資金、既決予定額360万円を減額し、同額360万円を第1項企業債へ 追加し、補正するものであります。資本的支出につきましては、第3項一般会計出資債償還負担金、既決予 定額393万1,000円を減額して補正するものであります。

債務負担行為につきましては、3市5町の水道広域事業の中で研究を進めるに当たり、業務委託が必要となり、平成25年度業務完了後の負担金として限度額248万2,000円の債務負担を設定するものであります。

細部につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

「環境水道課長(鈴木 渡君)登壇

○環境水道課長(鈴木 渡君) それでは、議案第39号 平成24年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますけれども、出資金、それと一般会計の出資債の償還負担金、さらに債務負担行為の3点に関する補正でございます。

具体的には、1点目の出資金でございますけれども、17ページを見ていただきたいと思います。平成24年度の管路耐震化事業費の変更に伴いまして、資本的収入の第5項出資金、既決予定額の360万円を減額しまして、同額の360万円を第1項企業債へ追加する補正でございます。

また、2点目の一般会計出資債償還負担金の元金相当分については、資本的支出の第3項、一般会計出資債償還負担金、既決予定額393万1,000円を減額補正するものでございます。

また、その利息相当分につきましては、16ページの収益的支出の第2項営業外費用の既決予定額2,558万8,000円から120万6,000円を減額するものですが、非常に多発する漏水修繕に備えまして減額した120万6,000円を第1項の営業費用へ追加補正するものでございます。この費用の振り替え補正によりまして、営業外費用の消費税の額が5万7,000円減額となるため、第2項の営業外費用は合計で126万3,000円の減額補正となるものでございます。

また、3点目の債務負担行為につきましては、9ページをお願いいたします。町長の提案理由にもありましたけれども、3市5町の広域化に向けた基本構想の策定業務に係る平成25年度の負担金でございます。板倉町の費用負担につきましては、3市5町全体の契約の上限額3,500万円に対しまして、当町につきましては団体の均等割5%と給水の人口割2.09%の合計7.09%に乗じた額となっております。

以上ですが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井英世君。

〇2番(荒井英世君) 2番、荒井です。

水道の広域化の関係なのですけれども、この基本構想策定業務費用負担金ということですけれども、業務 委託先というのは決まっているのでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

○環境水道課長(鈴木 渡君) この業務委託先につきましては、これからプロポーザルをやりまして業者を決めると。内容につきましては、先ほど申し上げました基本構想と10年先の事業計画、それと補助金の申請ということで、3つをコンサルに委託する予定でございます。これから具体的に決まってきますので、また随時報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(野中嘉之君) よろしいですか。
- ○2番(荒井英世君) はい。
- ○議長(野中嘉之君) ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。 これより議案第39号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の追加答弁

〇議長(野中嘉之君) ここで、先ほどの青木議員からの質問に対し、答弁があります。

小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 申しわけございません。先ほどの青木議員さんの質問に対して追加で答弁 させていただきます。

先ほどの高額介護合算サービス費の支給状況でございますが、23年度につきまして22件、74万4,856円でございます。今年度、平成24年度につきましては、先ほども言いましたが、166万8,676円の7月末現在の支払いで48件の申請があったということで、平成23年度よりかもかなり多い件数が今年度申請があったということで補正をさせていただくということになります。よろしくお願いいたします。

○認定第1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について

〇議長(野中嘉之君) 日程第12、認定第1号から日程第17、認定第6号までの6件は、平成23年度の各会計の決算認定であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) ただいま議長よりお話をいただきましたが、認定第1号から同じく第6号までの決算認定でありますので、少々時間が長くなりますが、一括して説明をさせていただきます。

初めに、認定第1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

近年の板倉町の財政状況は、税制改革による税源移譲後しばらくの間は税収の伸びが見られていましたが、その後には世界的な経済の低迷や円高等による企業業績悪化の余波を受けて税収が減少傾向に転じており、平成23年度の町税においては減額となりました。また、これまで実施してきた公共事業に伴う借入金償還がピークを過ぎたものの、今後、1市2町の広域化によるごみ処理施設建設や館林厚生病院の耐震化工事など一部事務組合への多額な負担の支出や、役場新庁舎建設に向けての財源確保などを考えると、今後の財政運営については注意を要する状況であります。

地方公共団体は、国との信頼関係を維持しつつ、住民の視野に立った財政健全化に取り組むことが必要であるとともに、地域における行政を自主的かつ総合的に捉えながら、各般にわたる重要政策課題の推進を図るなど、地方分権の推進を図る上でますます大きな役割を果たしていくことが期待をされております。

本町の平成23年度財政運営の概要は、歳入において自主財源である町税、地方交付税が減額となり、厳しい状況であります。歳出においては、公債費は先ほど申し上げましたように減少したものの、総務費、農林水産業費、教育費等の増加により、財源不足を補うために基金の取り崩しをいたしたところであります。

今後においても、さらなる財政の健全化に努めると同時に、歳出の重点化を図り、生活道路や八間樋橋等のインフラ整備、また少子高齢化に向けた総合的な福祉対策や学校などの公共施設の改修等にわたる重要政策課題の実現に向けて、限られた財源を重点的・効率的に活用を図っていきたいと考えております。

さて、平成23年度における本町の決算状況は、歳入において主要財源である町税が前年比2,607万8,000円、1.3%の減、地方交付税におきましても1,894万1,000円、同じく1.2%の減額となりました。

一方、歳入不足を補うため減債基金から2億円、公共施設等整備維持基金から5,541万円、ふるさとづくり基金から169万6,000円の繰り入れをいたしました。歳入総額としては、町税、地方交付税は減額となりましたが、国庫支出金、繰越金、地方債等の増額により、前年比1,003万9,000円の増額となりました。

歳出につきましては、厳しい財政状況の中、事業の重点かつ効率的な執行を行った結果、前年比1億9,942万3,000円の増となりました。歳出の主な目的別の状況は、総務費で財政調整基金積立金、庁舎建設基金積立金の増により前年比3億3,428万3,000円の増、農林水産業費で国営総合農地防災事業負担金の増により前年比1億6,607万円の増、土木費で八間樋橋整備事業等の増により前年比2,734万6,000円の増、教育費で小中学校エアコン整備事業、中学校屋内運動場耐震、そして大規模改修事業等の増により前年比2億1,261万9,000円の増、諸支出金で公共用地取得事業(新センター用地の取得)の減等で前年比5億5,793万4,000円の減となりました。

平成23年度決算でございますが、歳入決算額67億2,380万3,598円、歳出決算額60億2,494万658円、歳入歳出差し引き6億9,886万2,940円の繰り越しとなりました。さらに、翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は6億6,998万2,940円となりました。

全体として、引き続き厳しい財政状況の中で事業が遂行できましたことは、議会を初め町民皆様方のご理解とご協力のたまものであります。今後も引き続き徹底した行政改革の推進と財政の健全化に努めるとともに、各種の諸問題に積極的に取り組み、住民のためのサービスや福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業の成果の概要につきましては、別添の平成23年度一般会計における主要施策の成果についての とおりでございます。

次に、認定第2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、今後さらに少子高齢化が進行することが予想され、医療費適正化を図っていくことが課題として挙げられております。これを受けて、健康づくりの観点から、各種保健指導事業や生活習慣病の予防対策等を推進してまいりました。

平成23年度決算につきましては、歳入総額1億1,815万97円に対しまして、歳出総額1億1,346万916円でありました。差引残額は468万9,181円となり、実質収支額も同額であります。

今後とも後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、 健全財政の堅持を念頭に、さらなる努力をしてまいりたいと思います。

次に、認定第3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩及び経済状況などの悪化による保

険税収入の低迷や、さらには国保の構造的問題や制度疲労を抱えていることから厳しい状況にございます。

また、平成23年度は保険給付事業を主としながらも、保険制度などの広報活動の実施、さらには医療費適 正化事業といたしまして、人間ドック補助事業、医療費通知事業、診療報酬明細書点検及び保健センターに よる保健指導など、医療費抑制による財政健全化にも努めてまいりました。

決算につきましては、歳入総額20億6,733万3,544円に対しまして、歳出総額19億5,501万2,383円となり、 差引残額1億1,232万1,161円となりました。実質収支額も同額でございます。

今後とも国民健康保険加入者の健康保持と地域保健医療の向上を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、財政の健全化を堅持することを念頭に置きまして、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、認定第4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。 近年の急激な高齢化の進行に伴い、介護保険制度は必要不可欠な社会保障制度の一つとして定着をしておりまして、今後も介護保険制度を維持継続し、いつまでも住みなれた地域で生活できるよう支援する仕組みづくりが重要となっております。

本制度も今年で12年が経過をし、介護従事者の処遇改善と人材確保を図るとともに、給付費の適正化に向けた取り組みと、介護予防のための各種教室等の実施をしてまいりました。

平成23年度決算につきましては、歳入総額10億897万4,356円に対しまして、歳出総額9億8,948万1,215円でありました。歳入歳出差引残額は1,949万3,141円となり、実質収支も同額であります。

今後もますます高齢者の増加が予測されますが、介護予防の推進に努め、給付費の抑制を図り、健全財政の堅持になお一層の努力をしてまいるほかにないと考えております。

次に、認定第5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

下水道事業は、板倉ニュータウン事業計画の展開の遅れなどから歳入が伸び悩み、また施設建設から既に 10年以上を経過しているため、今後は施設の老朽化に伴う修繕費などの支出の増加が予想されるなど、財政 的には大変厳しい状況に置かれるところであります。そのような中、平成23年度につきましても、水質浄化 センターの適切な運転、あるいは維持管理を実施することで、費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などに努めてまいりました。

歳入歳出決算につきましては、歳入が1億9,428万4,487円に対しまして、歳出が168,051万5,548円となり、差引残額1,376万8,939円でございます。

歳入の内訳は、下水道使用料及び手数料が4,454万6,019円、一般会計繰入金が1億3,444万1,000円、繰越金が1,527万9,038円、諸収入が1万8,430円でございます。

歳出の内訳は、下水道総務費が2,523万6,868円、管渠維持費が7,170円、水質浄化センター費が4,076万4,753円、公債費が1億1,450万6,757円でございます。

今後も施設の適正な運転・維持管理を図りながら、同じく費用の抑制に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、認定第6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定についてをご説明申し上げます。 当年度における収益的収支につきましては、総収益が3億793万7,298円に対しまして、総費用3億868万 667円で、74万3,369円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、収入では企業債4,740万円、国庫補助金580万円、工事負担金2,320万8,200円、総額7,640万8,200円に対し、支出の総額は1億5,827万6,097円で、内訳は建設改良費に1億1,856万9,570円、企業債償環金3,970万6,527円であります。

建設改良費の主なものにつきましては、老朽化した石綿セメント管の布設替え工事と、浄水場のろ過器更 新工事を実施したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,186万7,897円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額426万4,829円、当年度損益勘定留保資金7,760万3,068円で補填をいたしたところでございます。

以上、認定第1号から同じく6号までを一括してご説明を申し上げました。細部につきましては、担当課 長からご説明をいたします。よろしく審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。ありが とうございました。

○議長(野中嘉之君) 説明する各課長に申し上げます。

後日、各常任委員会の決算事務調査もありますので、要点説明でお願いします。

中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

〇企画財政課長(中里重義君) それでは、認定第1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。決算書の一般会計2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

各款、項にかかわる部分の概要について説明をさせていただきたいと思います。まず、2ページ、3ページが歳入でございますが、款、項の順で説明を進めてまいりたいと思います。

まず、1款の町税でございますが、時間の関係がありますので、収入済額をもって説明をさせていただきますが、収入済額が19億3,565万6,311円でございました。これにつきましては、先ほど町長の説明でも申し上げましたとおり、前年に比較しますと2,607万8,000円ばかり、1.3%の減ということでございます。内容的に申し上げますと、町民税で1,838万5,000円の減、それから固定資産税で1,863万5,000円の減、これが主な減少の理由でございます。

なお、軽自動車税につきましては、前年に比べますと64万円ばかりの増、それから町たばこ税につきましては前年に比べまして1,030万円余の増ということで、伸び率がたばこ税については15.2%という状況でございます。

次に、2款の地方譲与税でございますが、全体収入済額が1億528万1,129円でございまして、前年に比較しますと366万3,000円ばかりの減少、率にしてマイナスの3.4%という状況でございます。内訳申し上げますと、地方揮発油譲与税については278万2,000円、前年に比較して減少しております。あわせて自動車重量譲与税についても88万円余の減少という状況でございます。全体としては減少をいたしてございます。

それから、3項地方道路譲与税でございますが、これは法律廃止後の精算による交付ということで129円の収入がございました。

次に、3款の利子割交付金でございますが、収入済額が412万5,000円でございます。これにつきましては、 前年比較243万9,000円ばかり減少しておりまして、伸び率はマイナスの37.2%という状況でございます。 次に、4款の配当割交付金でございますが、収入済額が316万1,000円でありまして、前年に比較しますと38万円ばかりの増、伸び率で13.7%という状況でございます。

次が、5款の株式等譲渡所得割交付金でございますけれども、77万円ちょうどの収入済みでございます。 これにつきましては、前年から比較しますと9万円ばかりの減少ということでございます。

次に、6款の地方消費税交付金でございますが、収入済額が1億3,265万8,000円でございまして、前年に比較しますと39万円の減、伸び率にしますと0.3%のマイナスということでありますので、前年と大差がない状況でございました。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金でございます。収入済額が1,455万1,320円でございまして、前年に比較しますと133万円ばかり減少をしております。伸び率で申し上げますと、マイナスの8.4%という状況でございます。

次に、8款の自動車取得税交付金でございますが、収入済額が2,312万7,000円でございまして、前年に比較しますと677万円余の減収ということでございます。伸び率で申し上げますと、マイナスの22.6%とやや大き目な減収になっております。これにつきましては、普通車の取得、売れ行きが落ち込んでいたというのが原因かというふうに分析をしておるところでございます。

次に、9款の地方特例交付金でございます。収入済額が3,019万4,000円でございました。前年に比較しますと180万4,000円の減、伸び率でマイナスの5.6%でございます。

次に、10款の地方交付税でございますが、収入済額が16億1,136万4,000円でございました。前年に比較しますと、町長が申し上げましたとおり、1,894万1,000円の減収、伸び率でマイナスの1.2%という状況でございます。もう少し細かく申し上げますと、普通交付税が14億7,480万5,000円、それから特別交付税が1億3,655万9,000円という内訳でございました。普通交付税だけで見ますと、前年に比較しますと1,908万3,000円の減でございました。逆に特別交付税につきましては14万2,000円の増ということで、これを足し上げますと全体で1,894万1,000円の減であったという結果でございます。この減少の理由でございますが、主にでありますが、いわゆる起債の償還の交付税の算入額が減少したと、償還費用が減少したことによる交付税措置の減少というのが主な減少の理由ということでご理解をいただければというふうに思います。

次が、11款の交通安全対策特別交付金でございますが、244万円の収入済額でございまして、前年比12万3,000円の減、伸び率で4.8%のマイナスという状況でございます。

次が、12款分担金及び負担金ですが、収入済額が6,974万1,460円でございまして、前年に比較をしますと1,399万9,000円の増、伸び率が25.1%という状況でございますが、この増加の要因といたしますと、農政の事業関係で戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、頭沼水路の工事の事業関係でございますが、これに伴います邑楽土地改良区からの負担金収入900万円等が主な増加の原因でございます。

次に、13款の使用料及び手数料でございますが、収入済額が6,117万6,378円でございまして、前年に比較しますと118万5,000円の減、伸び率でマイナス1.9%という状況でございます。

次に、14款の国庫支出金でございますが、収入済額が4億8,875万4,261円でございまして、前年に比較しますと7,238万円余の増収、伸び率にしますと17.4%という状況でございます。この増加の要因を申し上げますと、国庫の負担金では子ども手当負担金が4,450万円ばかり増加をしております。それから、補助金の関係では、社会資本整備総合交付金事業、これは八間樋関係でございますが、1,873万円の増加がございま

す。それから、委託金関係では、第一排水機場の管理の委託金が、逆にこれは減少しておりますが、これは 国庫の委託金から県委託金へのつけ替えというか、振り替えでありまして、平成22年度は国庫の委託金とし て293万円余がこの国庫の委託金で収入になっておったわけでございますが、平成23年度は県の委託金のほ うへ振り替えられておりますので、ここでは減少したと。あわせましては、先ほど申し上げましたとおりの 増加を見ているという状況でございます。

次に、15款の県負担金でございますが、収入済額が3億6,279万4,071円、前年に比較しますと587万7,000円の減、伸び率でマイナス1.6%でございますが、県の負担金では収入済額が1億3,615万2,955円となっておりまして、ここにつきましては前年に比較しますと2,237万7,000円の増ということで、負担金については伸び率が19.7%のプラスという結果でございます。逆に補助金につきましては、平成22年度で実施しましたグループホームの整備事業の補助事業が終了しましたので、ここでは逆に2,700万円強の減少が生じております。

次に、16款の財産収入でございますが、収入済額が389万3,087円でございます。前年に比較しますと122万2,000円の減、伸び率で申し上げますとマイナスの23.9%という状況でございます。中で財産運用収入でございますが、前年に比較しますと194万円の減、伸び率で37.9%のマイナスという状況でございますが、これにつきましては預金利率の低下等による利息収入の減少が減少の要因でございます。

次に、財産の売払収入につきましては、収入済額で71万7,970円という結果でございますが、平成22年度には財産売払収入は決算ありませんでしたので、全額増加をしたと。これについては、法定外公共物の売り払いによる収入でございます。

次に、17款の寄附金でございますが、収入済額が338万8,380円でありまして、前年に比較しますと187万1,000円ばかり増加をしております。伸び率で申し上げますと、123.3%のプラスという結果でございます。

次に、18款の繰入金でございますが、収入済額が2億6,106万1,990円でございまして、前年に比較しますと5億2,263万7,000円の減、伸び率にしますとマイナスの66.7%という状況でございます。

これにつきましては、まず特別会計関係の繰入金で申し上げますと、前年に比べまして2,765万1,000円の減という結果でございますが、国保会計の繰出金、赤字補填分の精算による繰り入れが発生をしなかったということがございまして、後期高齢者医療保険特別会計、それから水道事業会計からの繰り入れだけで395万5,990円という収入済みとなった状況でございます。

次に、基金の繰入金で申し上げますと、前年度比較しますと 4 億9, 498万6, 000円の減ということでございますが、これにつきましてはやはり町長が提案理由の中で申し上げましたとおり、平成22年度には土地開発基金 5 億5, 150万円の繰り入れがございましたが、新センター用地の取得が完了しまして、これがなくなったということで比較をするとこのような減少が生じたということでございまして、結果的には 2 億5, 710万6,000円の繰り入れでございます。内訳は、やはり町長が申し上げましたとおりですが、一番大きなものとしては減債基金の繰り入れが 2 億円というものが一番大きなものでありました。

次に、19款の繰越金でございますが、収入済額が8億8,824万6,984円でございまして、伸び率で申し上げますと、前年比較しますと46.6%の伸びという状況でございました。例年になく大きな繰越金があったという状況でございます。

次に、20款の諸収入でございますが、収入済額が6,601万9,227円でありまして、前年比で1,014万5,000円

の増、伸び率で18.2%のプラスという状況でございます。

次に、21款の町債でございますが、収入済額が 6 億5, 540万円でございまして、前年に比較しますと 2 億 2, 130万円の増、伸び率で申し上げますと51%のプラスという状況でございます。内容的な部分を申し上げますと、国営の総合農地防災事業にかかわる起債が 1 億5, 420万円、それから国営附帯の県営農地防災事業にかかわる起債が2, 410万円、それから戦略作物関係、頭沼水路事業の関係ですが1, 890万円、それから八間樋関係が1, 520万円と、板中の屋内運動場の整備関係で3, 690万円、小学校、中学校のエアコン整備の関係で9, 410万円が起債として収入になっております。そのほか臨時財政対策債が 3 億1, 200万円ございました。合わせてこのような収入となったわけでございます。

歳入合計のところへ参りまして、予算現額が63億8,588万7,000円という結果でございますが、内訳を申し上げますと、当初予算が55億1,100万円、補正予算が6億1,046万8,000円、それから継続費、繰り越し財源の充当額が2億6,441万9,000円でございまして、合わせて予算現額が63億8,588万7,000円となったところでございます。

これに対しまして収入済額が67億2,380万3,598円でございまして、予算に対します収入済額の比較をしますと、一番右の欄にございますとおり、3億3,791万6,598円ということでございます。ちなみに平成22年度の歳入総額と比較をしますと1,003万8,721円の増加を見ております。伸び率にしますと0.15%の伸びということでございます。また、予算に対する歳入総額の割合で申し上げますと、105.3%の割合での収入という結果でございます。参考に平成22年度の割合を申し上げますと、104.4%という数字が出ております。

以上が歳入の状況でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いしたいと思います。こちらは歳出になるわけでございますけれども、まず 1 款の議会費でございます。支出済額では 1 億282万6, 646円という結果でございまして、前年に比較しますと1, 544万4, 000円ばかり増加をしております。伸び率で申し上げますと17. 7%のプラスということでございます。

この増加の理由を申し上げますと、まず議員共済会の給付費負担金が前年に比べまして2,653万9,000円ばかり増加をしております。これは議員年金の廃止に伴う負担金の増加ということでございます。逆に議員の報酬、それから期末手当については、1,000万円程度の減少を見ていると。いろいろそのほか差し引きをしますと、1,500万円余の増加が出ているという状況でございます。

次に、2款の総務費でございますが、支出済額が13億2,634万2,447円でございまして、前年に比較しますと3億3,428万3,000円の増加、伸び率で申し上げますとプラスの33.7%という状況でございます。総務費のうち一番そういったところで変化著しいのが、1項の総務管理費でございまして、総務管理費では前年比較しますと3億3,179万円ばかり増加をいたしております。この大きな理由といたしますと、財政調整基金への積立金が5億3,000万円余、それから庁舎建設基金への積立金が1億5,000万円余、合わせまして6億8,000万円余の積み立てを行ったことが大きな伸びの理由でございます。

次に、3款の民生費でございますが、支出済額が14億7,690万1,785円でございまして、前年に比較しますと2,693万8,000円の増、伸び率で1.9%ということでございました。前年に比べまして総額的に見ますと大きな変動はなかったのかなというところでございますが、4項の災害救助費のところでは、支出済額が974万9,063円出ております。これは前年に比較しますと580万円余の増加、伸び率で申し上げますとプラスの148%

という数字になるものでございますが、これについては昨年3月11日の震災にかかわる見舞金の支出、これが248万円、それから小学校、公民館等被災施設の修繕料で550万円余、それから被災者の受け入れ関係の施設整備等では50万円弱の支出があったところでございます。

次に、4款の衛生費でございますが、支出済額は4億7,353万6,589円でございまして、前年に比較しますと3,566万1,000円の増、伸び率で申し上げますとプラス8.1%という状況でございます。

この増加の要因といたしますと、保健衛生費関係では子宮頸がん等ワクチン接種事業で前年に比較しまして1,730万円余の増加が出ております。それから、清掃費関係におきましては、資源化センターの浄化槽の布設替え工事が約530万円、それと衛生施設組合の負担金としましては506万円余の増加があったという結果でございます。

次に、5款の労働費でございますが、支出済額が5,533万3,146円でございまして、前年に比較しますと 2,226万円ばかり増加をしてございます。伸び率を申し上げますと、プラスの9.5%という状況でございますが、この関係については主に緊急雇用創出事業等に係る費用の増加でございます。

次に、6款の農林水産業費でございますが、支出済額が3億8,910万9,689円でございました。前年に比較しますと1億6,606万9,000円の増という内容でございまして、これも冒頭の町長の提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、国営総合農地防災事業が完了したことに伴います地元負担金1億7,137万円の支出、これが増加の一番の要因でございました。

次に、7款の商工費でございますが、支出済額が6,429万1,147円でございまして、前年に比較しますと94万5,000円の増ということでございますが、伸び率で申し上げますとプラスの1.5%という結果でございます。

次が8款の土木費でございます。こちらにつきましては、支出済額が4億4,587万1,372円ということでありまして、前年に比較しますと2,734万6,000円の増、伸び率で申しますとプラスの6.5%という状況でございました。

これの増加の要因としますと、八間樋橋の整備事業の関係で3,000万円弱の増加を見たところでございます。逆に下水道等会計への繰出金については、前年に比較しますと850万円程度減少をしたという結果でございます。

次に、9款の消防費でございますが、支出済額が2億6,503万4,850円、前年に比較しますと1,275万3,000円の増、伸び率で申し上げますと5.1%のプラスということでございますが、これは消防組合負担金が増加をしたことが増加の原因でございます。

次に、10款の教育費でございます。支出済額が7億9,510万7,601円でございまして、前年に比較しますと2億1,261万8,000円の増でございました。伸び率で申し上げますと、プラス36.5%という状況でございます。これらの理由につきましては、同様町長の冒頭の提案理由の中でも申し上げましたとおり、小学校、中学校のエアコンの整備事業、それから中学校の屋内運動場の耐震大規模改修工事、それから板中南面の駐車場の整備事業、それから弓道場の整備、それと中央公園内、中央グラウンド西側の道路整備等による事業費の増加が全体の増加の理由となっております。

次に、11款の災害復旧費でございますが、支出済額は336万円でございます。この関係につきましては、 平成22年度は決算はございませんでしたので、全額増加をしたということになるわけでございますが、内容 的にはやはり3月11日の地震の被害によります災害復旧ということで、老人福祉センターの修繕料がここに ありますとおり216万3,000円、それから板中の校舎の修繕料が同様119万7,000円ということで支出をされた ところでございます。

次に、12款の公債費でございますが、支出済額が6億2,721万4,190円でございます。前年に比較しますと8,286万8,000円の減ということで、伸び率で申し上げますとマイナスの11.7%でございました。だんだん公債費償還も減少をしてきているという状況でございます。内訳を申し上げますと、元金の償還額が5億6,747万5,000円、利子の支払額が5,973万9,000円というような内容でございます。

次に、13款の諸支出金でございますが、決算額は1万1,196円ということでありまして、平成22年度は諸支出金の普通財産取得費で新センター用地を購入したわけでございますから、平成22年度から比較しますと5億5,800万円弱の減少ということでありまして、伸び率で申し上げますとマイナスの99.99%という結果でございます。

次に、14款の予備費でございますが、支出済額はゼロということでございますが、予算現額356万7,000円となっておりまして、当初500万円の予算措置をしたわけでありますから、143万3,000円の予算を他の款へ充用をしておるところでございます。

以上申し上げましたが、予算の現額は歳入と同額で63億8,588万7,000円となっております。内訳を申し上げますと、当初予算が55億1,100万円、補正予算が6億1,046万8,000円、それから継続費及び繰越事業費の繰り越し財源充当額が2億6,441万9,000円でございます。予算に対しまして支出済額が60億2,494万658円という結果になっております。予算現額に対します支出済額、執行率を申し上げますと、94.3%でございます。翌年度明許の繰越額を含めますと94.8%という数値になってまいります。また、平成22年度の歳出総額との比較をしますと、1億9,942万2,765円の増加ということで、前年に比較しますと3.4%の伸びということでございます。

以上申し上げましたところでありますが、ここにありますとおり、歳入総額は67億2, 380万3, 598円、歳出総額が60億2, 494万658円、歳入歳出差引残額が60億9, 886万2, 940円ということで、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

なお、さらに繰越明許費の繰越額が2,888万円ございますので、これを差し引きますと、次の実質収支額になるわけでございますが、実質収支額が6億6,998万2,940円という結果でございます。

なお、単年度収支を申し上げますが、単年度収支は平成23年度の実質収支から22年度の実質収支を差し引いた残りが単年度収支ということになってまいるわけでございますが、これを計算しますと、平成23年度実質収支がここにありますとおり6億6,998万2,940円、平成22年度の実質収支が7億9,310万4,484円でありましたので、単年度収支はマイナスの1億2,312万1,544円とのってまいります。さらに、実質単年度収支を申し上げますが、ただいま申し上げました単年度収支に財政調整基金の積立金を足しまして、さらに財政調整基金の繰入金を差し引いて、実質単年度収支が計算されるわけでございますが、これによる計算では実質単年度収支はプラスの4億721万9,587円ということになってまいります。ちなみに、平成22年度におきます実質単年度収支は4億7,930万円余ということでございました。比較しますと7,000万円ちょっと平成22年度から比べますと減少はしておりますが、このような決算の結果ということでございます。

これ以降、事項別明細書がございますが、これにつきましては今後の委員会の決算事務調査で各課から詳細説明があるわけでありますので、本日この場での説明は省略をさせていただきと思います。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) それでは、引き続きまして認定第2号から認定第4号までを一括説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に認定第2号 平成23年度後期高齢者医療特別会計決算についてを説明申し上げます。 2ページ、3ページをお願いいたします。 歳入でございますけれども、1款1項後期高齢者医療保険料7,149万8,600円で前年比1.4%の減でありました。

2款使用料及び手数料ですが、督促手数料でございまして、269件分の手数料の収入でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金4,190万7,179円で、事務費及び保険基盤安定繰入金でございまして、前年比2.6%の増となっております。

4 款諸収入、1項6万9,000円につきましては、保険料の延滞金、2項につきましては保険料の還付収入金でございます。

次に、5款1項繰越金につきましては、前年度繰越金であります。

歳入合計1億1,815万97円で、前年比2.9%の増であります。

次の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費314万9,438円で、事務費的な経費ですが、全体の2.8%を占めております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金ですが1億723万7,329円で、全体の94.5%を占めておりまして、 前年比2.2%の増で、保険料並びに保険基盤安定制度負担金などでございます。

3款諸支出金ですが307万4,149円で、保険料の還付金及び一般会計繰り入れの精算によります一般会計への繰出金でございます。

歳出合計 1 億1, 346万916円で、前年比が2. 8%の増でございました。歳入歳出差し引き残額468万9, 181円となりまして、実質収支額も同額であります。

以上、後期高齢者医療についての説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。歳入ですが、1款国民健康保険税 5 億6, 028万5, 333円でございまして、全体の収入の27. 1%を占めております。前年比2. 7%の減でありました。

次に、3款でございますけれども、国庫支出金4億2, 373万7, 781円で、やはり全体の20.5%を占めておりまして、前年比5.6%の減でありました。

次に、4款療養給付費等交付金1億3,013万7,000円で、前年比57.6%と大場な増となっております。

5 款前期高齢者交付金 3 億6,065万2,572円でありまして、全体の収入の17.5%を占めております。前年比15.3%の減でありました。

次に、6款県支出金でありますが9,660万6,937円で、前年比16.7%の減でありました。

次に、7款共同事業交付金2億1,042万9,680円で、全体の10.2%を占めております。前年対比8.9%の減でございました。

9 款繰入金でございますけれども1億970万7,952円で、全体の5.3%となっております。前年比22.2%の増でございました。この繰入金につきましては、先ほど一般会計でも説明があったわけですが、法定外繰入金、いわゆる赤字補填については今年度はございませんでした。

次に、10款繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。歳入合計20億6,733万3,544円で、前年比0.29%の減となってございます。

次の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、1款総務費につきましては職員人件費、一般経費及び保険税賦課徴収費に関する歳出でありまして、前年比4.4%の減でございます。

2 款保険給付費ですが、12億5, 104万370円で歳出の全体の63.9%を占めております。前年比3.1%の減となっております。4 項出産育児諸費につきましては18名分の支出、葬祭費につきましては48件分の支出でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等2億4,659万2,140円で、全体の12.6%を占め、前年比44.7%と大幅な増となっております。

次に、3つほど飛ばさせていただきまして、7款介護納付金1億3, 206万4, 619円でありました。全体の6.8%、前年比9.3%の増となっております。

8 款共同事業拠出金 2 億2,901万7,540円で、やはり前年比1.2%の減でございました。

次に、9款保健事業費でございますが1,892万2,996円で、前年比14.2%の減でありました。

12款諸支出金3, 296万2, 027円でありますが、保険税の還付及び前年度国庫支出金、療養給付費交付金等の 精算返還金等でございます。

次の6ページ、7ページをお開き願いますが、歳出合計19億5,501万2,383円で、前年比2.8%の増となってございます。

以上、歳入歳出差し引き残額 1 億1, 232万1, 161円となりまして、実質収支額も同額となってございます。以上で、説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第4号になります。平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてを説明をさせていただきます。

介護保険特別会計決算、2ページ、3ページをお願いいたします。1款 1 項介護保険料、第 1 号被保険者分でございますが、1 億5, 316 万2, 755 円で前年比1.1% の増でございました。歳入全体の15.2% となっております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億6,094万2,000円で、前年比0.8%の減となりました。

2項国庫補助金5,905万100円で、前年比4.6%の減となっております。

次に、4款 1 項支払基金交付金 2 億7, 508万6, 000円につきましては、40歳から64歳の第 2 号被保険者分となりますが、前年比 3 %の減となっております。

5 款県支出金1億3,521万819円で、前年比2.1%の減となってございました。

次に、1つ飛ばしまして7款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,878万8,084円で前年比8.1%の減でありまして、介護給付費地域支援事業等の町負担分及び職員人件費、事務費等に係る繰入金でございます。

7款2項基金繰入金4,281万2,344円につきましては、介護保険基金及び介護従事者処遇改善臨時基金から

の平成23年度繰り入れ分でございます。

8 款繰越金2,383万3,707円で、前年度繰越金でございます。

歳入合計10億897万4、356円で、前年比2.1%の減となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費4,516万1,302円で、前年比0.9%の増であります。職員人件費、介護保険料賦課徴収費及び認定審査関係の支出でございます。

2款保険給付費でございますが、9億421万8,904円で前年比0.6%の減となってございます。

続きまして、3款は省略しまして、4款でございますが、基金積立金でございますが、1,707万5,904円で 前年比8.7%の減でございます。

5 款地域支援事業費でございますが、1,623万4,840円で前年比47.9%の減であります。地域包括支援センターに係る支出でございますが、平成23年度職員の欠員によります人件費の減額が大きなこの減の要因となってございます。

7 款諸支出金でございますが、介護保険料還付金及び平成22年度分の国庫負担金、国庫補助金及び支払基金交付金の返還金でございます。

歳出合計 9 億8, 948万1, 215円で前年比1. 7%の減となってございます。歳入歳出差引残額1, 949万3, 141円でございまして、実質収支額も同額となっております。

以上で認定3案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 次に、鈴木環境水道課長。

「環境水道課長(鈴木 渡君)登壇

○環境水道課長(鈴木 渡君) 続きまして、認定第5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。主な歳入のみ説明をさせていただきます。

まず、1 款の使用料及び手数料ですが、収入済額が4,454万6,019円、これは前年対比4.1%の増でございます。そのうち下水道使用料が4,438万1,830円で、これにつきましては6,092件分の収入でございます。滞納繰越分につきましては15万4,189円で、46件分でございます。

4 款の繰入金でございますが、これは町の一般会計からの繰入金でして、 1 億3, 444万1, 000円でございます。前年対比5.9%の減でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。5款の繰越金につきましては1,527万9,038円でございます。前年対比7.8%の減でございます。この要因につきましては、22年度の繰越額、不用額が減少したためでございます。

以上、歳入合計1億9,428万4,487円となります。前年対比3.9%の減でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出になります。1款の下水道費、合計で6,600万8,791円となります。前年対比で0.8%の増でございます。内容につきましては1目の下水道総務費2,523万6,868円ですが、職員の人件費等でございます。

4目の水質浄化センター費ですが4,076万4,753円、主に水質浄化センターの需用費、維持管理委託料でご

ざいます。前年対比1.5%の増でございます。

2款の公債費でございますが、1億1,450万6,757円でございます。前年対比5.8%の減でございます。 歳出合計1億8,051万5,548円となります。前年対比3.5%の減でございます。

以上で認定第5号については終了させていただきます。

続きまして、認定第6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。18ページをお願いいたします。収益費用の明細書からご説明いたします。

収益でございますが、1款の水道事業収益の合計は3億793万7,298円です。前年対比2.4%の減でございます。1項の営業収益の合計は3億729万6,866円で、主なものにつきましては水道料金でございまして、23年度末現在で給水戸数は約5,287戸でございます。そのほかには材料の売却収益、それと消火栓の維持管理負担金、加入金などでございます。

2項の営業外収益の合計は57万6,772円、これは預金の利息と下水道料金の徴収事務委託料でございます。 次、19ページの費用でございますが、1款水道事業費用でございますが、合計3億868万667円です。前年 対比3.1%の増でございます。

内容は、1項の営業費用の合計で2億8,238万3,228円、1目の原水及び浄水費で1億5,169万1,657円、この内容につきましては各浄水場の施設の運転管理業務、水質検査、計装機器の修繕費でございます。それと電気料、さらには塩素注入の薬品等、県水の受水費でございます。

次に、2目の配水及び給水費でございますが877万1,458円、主なものとしては漏水の調査業務、それと漏水の修理費でございます。

それと、4目の総係費につきましては2,458万3,757円、主なものは職員の給与費、それと検針業務の委託、 水道料金システムのリース料に係るものでございます。

20ページをお願いいたします。5目の減価償却費につきましては9,599万5,141円、6目の資産減耗費については計量法による期限切れ交換のための不用になったものを帳簿から除いたものでございます。

8目のその他営業費用につきましては98万8,820円、これは材料の売却原価でございます。

次に、2項の営業外費用で2,475万1,516円、主なものは企業利息と出資債の利息償還負担金でございます。 以上、水道事業の収益3億793万7,298円から水道事業費用3億868万667円を差し引きますと、74万3,369円 の純損失ということでございます。

以上をもちまして説明を終わりますが、審議のほどをよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

○議長(野中嘉之君) 以上で各会計決算認定の説明が終わりました。

○監査報告

○議長(野中嘉之君) 次に、各会計の決算監査が行われておりますので、監査結果の報告を監査委員に求めます。

監査委員、荻野美友君。

[監査委員(荻野美友君)登壇]

○監査委員(荻野美友君) ご指名がございましたので、平成23年度の各会計決算についてご報告申し上げ

ますけれども、数字がかなり多かったので皆さん大変お疲れのようでございますので、そんなことを念頭に置きながら申し上げます。

平成23年度の各会計決算審査については、去る8月22日に実施いたしまして、各会計とも予算の執行は適正に行われており、各決算は計数に誤りがなく、内容も正当なものと認めました。なお、この件につきましては、髙瀬監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げました。

まず、一般会計からご報告申し上げます。歳入総額67億2,380万3,598円、歳出総額60億2,494万658円、歳 入歳出差引額6億9,886万2,940円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億1,815万97円、歳出総額1億1,346万916円、歳入歳出差引額468万9,181円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額20億733万3,544円、歳出総額19億5,501万2,383円、歳入 歳出差引額1億1,232万1,161円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額10億897万4,356円、歳出総額9億8,948万1,215円、歳入歳出 差引額1,949万3,141円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億9,428万4,487円、歳出総額1億8,051万5,548円、歳入歳出差引額1,376万8,939円。

水道事業会計ですが、収益的収支は、水道事業収益3億793万7,298円に対し、水道事業費用3億868万667円であり、当年度においては74万3,369円の純損益となりました。

資本的収支は、資本的収入額7,640万8,200円、資本的支出額1億5,827万6,097円、差引不足額8,186万7,897円となっており、不足額については消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金から補てんされておりました。

以上、各会計とも非常に厳しい財政運営のもと、総体的には有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で平成23年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細については議案書の最後に意見書がつづってございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、監査報告といたします。

○議長(野中嘉之君) 以上で監査報告が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。この各会計決算に対する質疑、討論、採決は、各常任委員会における決算事務調査の後、最終日の14日に行いますので、ご了承願います。

○散会の宣告

○議長(野中嘉之君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 3時08分)